

平成24年第2回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成24年3月14日（水曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	江崎達己	2番	鏑本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	白井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
16番	大西徳三郎	17番	遠山利美
18番	鵜飼静雄		

欠席議員（1名）

15番 上谷政明

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	青木一也
教育長	白木裕治	総務部長	中島治徳
企画部長	高田敏幸	市民環境部長	高橋卓郎
健康福祉部長	浅野明	産業建設部長	坂井嘉徳
林政部長兼 根尾総合支所長	奈良村竜生	上下水道部長	杉山尊司
教育委員会 事務局長	川村登志幸	会計管理者	古田浩

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	石川博光	議会書記	安藤正和
議会書記	白田慶生		

開議の宣告

○議長（遠山利美君）

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

写真の許可についてを申し上げます。

議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場면을議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（遠山利美君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号13番 瀬川治男君と14番 後藤壽太郎君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（遠山利美君）

日程第2、市政一般に対する質問を行います。

13番 瀬川治男君の発言を許します。

○13番（瀬川治男君）

おはようございます。

1番バッターで壘に出ないといかん立場にございますので、ヒットが打てるように頑張りたいと思います。

最初に、被災地の瓦れき処理について質問をさせていただきます。

今、国内において大変大きな問題になっている東日本大震災で発生した大量の災害廃棄物は被災地だけでは処理がし切れないため、政府は全国の自治体に協力を要請しておるところでございます。そうした中、東京都は岩手、福島両県から50トンの瓦れきを受け入れる予定と報道されております。事実やっておられます。この量は両県が県外処理を希望している量の12%程度であり、多くの瓦れきがいまだ見通しが立たない状況にあります。

報道のアンケート調査によりますと、全国で受け入れを決めている自治体は27市区町村、検討中が127市町村、検討しているが現時点では難しいが466市町村、全く考えていないのが753市町村とあり、本巢市は全く考えていないよというところに入っております。この国難とも言われておる災害、被災地の一日も早い復旧・復興のため、瓦れき処理に国民として協力するべきと考えます。本巢市としてアンケートに回答された経緯と現在の市長の考え方をお聞かせ願います。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

おはようございます。

それでは、ただいまの瀬川治男議員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

その前に、このごみ処理の、瓦れき処理の動きが、昨日、一昨日等々から、大変いろんな大きな動きが出てきておりまして、そういったことも踏まえて少しお答えさせていただきたいと思います。

その前に、まず、本市のごみの現状について御説明を申し上げますと、本巢市のごみの約7割は今可燃ごみでございます。そしてまた2割が資源ごみということで、残り1割程度が粗大ごみ・有害ごみというふうになっております。

こうしたごみの処理につきましては、先ほど申し上げました7割を占めます可燃ごみの全量を西濃環境整備組合で処理をしていただいております。また、粗大ごみの今1割程度と申しましたが、そのうちの9割ぐらいを西濃環境整備組合と市外の民間処理施設で処理を行っておるということでございまして、粗大ごみの本当のごく一部を真正廃棄物焼却施設と根尾の廃棄物焼却施設で処理をしておるという現状でございます。

このように市内の中で一部は処理いたしておりますけれども、先ほど申し上げました真正、それから根尾の廃棄物の処理施設の処理能力というのは、それぞれ日量2.4トン、また0.8トンという、本当に、そしてまた年間の処理量も昨年の例でいいますと25トン程度というふうなことで、年間でそれぐらいしかやれない、本当に小規模の、なかなかまた災害の廃棄物の処理もできないそういった施設でもございます。一部、市内でやっておるとは申しましても、本巢市として独自のごみ処理施設を持つてると、そういうような状況ではございませんで、先ほど申し上げましたように、市のごみ処理の大半は、私どもが入っております大垣市を初めといたします3市7町で構成されております西濃環境整備組合の処理施設で処理をさせていただいているというのが現状でございます。

このように市独自の処理施設を持っていないということから、先ほど議員の御質問にございましたように、昨年10月の環境省のアンケート調査に対しまして、本巢市といたしましては「施設を持っていないため処理できない」という回答をさせていただいたところでございます。また、私どもが加入いたしております西濃環境整備組合につきましても、環境省の同じその調査に対しまして「被災地の瓦れき受け入れにつきましては、放射能汚染について安全が確保されておらず、地域住民の理解を得ることが難しい」という回答がなされておりました。その後、お聞きをいたしましたら、現在も同じ見解であるという御報告をいただいております。

こういう厳しい状況の中で、先ほど冒頭に申し上げましたように、少し動きも出てきておりまして、被災地の瓦れき処理が一向に進まないということで、復旧・復興にも支障が出ているということから、国が今前面に出て、県の協力も得ながら処理方針、処理方法というなども定めて、広域処理を県等に要請しているという動きが、本当に昨日、一昨日から大きな動きとなって出てきており

ます。

私どもも被災地の復興には、瓦れきの広域処理が当然必要であるというふうに思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように市単独の処理施設を持っていないということから、こうした国の動き、また県等の動きから要請があれば、市のごみ処理を行っております西濃環境整備組合の構成市町と安全性、また住民理解、また焼却灰の処分等々、そういった問題を十分協議して対応してまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、人ごとではない部分とは思っておりますけれども、市単独でなかなか判断をできない問題でございまして、いずれにいたしましても広域で考え、そして広域で対応していくというふうに進めさせていただくしか今の方法はないというふうに思っております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

瀬川君。

○13番（瀬川治男君）

昨年は、年末に発表された2011年をあらわす漢字として「絆」という字が選ばれました。京都で清水寺の森清範貫主が大きな和紙に書かれましたことは皆さんも御承知だと思います。世界的に日本のきずなということに対して絶賛されて、日本人というものは改めて世界からそういった意味で注目されておるといところでございまして、また、こういう災害が起こったために、やはり地域性といえますか、戦後薄れてきたお互いのきずながここでよみがえるということはまことに感慨深いものがあるところでございます。

最近、テレビ、新聞、インターネット見ておりますと、この瓦れき処理が一番大きな問題に取り上げられておるところでございまして、現在、おとといぐらいで、一月ぐらい前ですと5%ぐらいの処理だったということを聞いてますが、それが6%になり、おとといぐらいでは6.7%ということで、この瓦れき処理が遅々として進んでいない現状を見たときに、日本人として黙っておれないなということも考えております。

今、市長の答弁にもございましたけれども、うちの市としての立場は、どうぞどうぞというふうな態勢にはもちろんないことはわかってます。今もお答えがありましたけれども、西濃環境整備組合ですか、そちらのほうの3市7町の構成市町で前向きに検討していただきまして、当然、放射能とかいろんな懸念はありますけれども、これは科学的に処理できる部分だというふうに言っておる方もおります。

例えば仙台に住んでおられる直木賞作家の伊集院 静さんは、こんなことでは日本人は何してるんだということで、全国の各家庭に灯油缶1杯ずつ引き受けてくれれば済んでしまうと。それにこういった震災があったよということを書いて家庭に置いていければ、二代、三代と続いて、そういった気持ちが日本人に植えつけられるということも言っておられます。

いろんな意見はあるところでございますけれども、一番問題なのは放射能の関係等々ということをど

なたも考えておるところでございまして、それについては国が全面的に対応して処理していくということもはっきり言っておりますので、その点は西濃環境の議会におきましても、そういったことを市長とされましては強力に押しさせていただいて、何とかめどをつけていただくとありがたいなと思います。

それと1点、最近の報道ですと、けさも出ておりましたが、野田総理が言ってますセメント会社、あるいは民間会社、そういったところにもお願いしていくということを言っておられます。事実、けさほど太平洋セメントの工場が映っております、地区の自治会長さんが、やはり放射能の数値さえクリアできれば、一般のごみと同じような数値であるならば、当然受けていかなければならんということ言っておられます。日に日にこの状況は、国民の皆さんが考え方を変えながら、いい方向へ進むとありがたいなというふうに思っております。

そこで、本巢市におきましては、住友大阪セメントという大会社があるわけなんですけど、ここはどうも、産業廃棄物は取り扱ってますけども、一般廃棄物については許可がないということでございます。住友大阪セメントの動きがちょっと私どもわかりませんが、国からの要請でそういった会社に対して問い合わせがあり、また市に対して会社のほうから何かアクションがあったときに、市長さんのお考え方としてはどんなものか一度お聞きしたいと思っておりますが、いかがですか。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

先ほど瀬川議員がおっしゃっておられるように、作家のお話等々もお話もされておりますけども、今こそ本当にきずなの意味が問われているときだというふうにも私も思っております。我々も可能な限りいろんな協議もさせていただきながら、できうるならば、ぜひ復興の支援にお手伝いできるような形が大変望ましいというふうに思っております。これから西濃環境の3市7町との協議の中でもこういったこともお伝えしながら、協議のほうも、要請がもしあればそういったことについて協議をしていきたいというふうに思っておりますし、私のほうからも発言をさせていただきたいなというふうに思っております。

そしてまた、野田総理が民間施設等々に、セメント会社等への協力もすると。いわゆる焼却炉を持っているということで、瓦れき処理もこういうところをお願いしていくというお話もされております。そして新聞等々にも出ておりますし、幸い、幸いといたしますが、この本巢市にも住友セメント、お話しありました住友大阪セメントが立地もいたしておりまして、確かに焼却炉を持っております。それを使ってどうこうするということがもし可能かどうかというのは、我々が指示するわけでもありませんし、最終的には住友大阪セメントが総理の要請を受けてどういう判断をされるかということになるかと思っておりますけども、今お話のように、産廃関係につきましては、住友大阪セメントの本巢工場では処理しておるということでもございます。そういうことをもしてできるということで、住友大阪セメントが前向きにやっていくというような話になれば、我々本巢市としても、側面的に市と、会社と協調しながら、可能ならばそういう方向を向かっていきたいなというふうに思

っております。

いずれにいたしましても、先ほど来お話出ておりますように安全性の問題ですとか、住民の理解等々いうのがございます。先ほど申し上げた中で焼却灰の処分云々というのは、あそこの住友セメントの場合は全部製品の中に入りますので、我々が心配しております焼却灰の処分というものの問題は出てこないというふうに思っておりますけれども、安全性とか住民の理解というふうなものに十分意を配しながら、もし可能ならば住友大阪セメントと協調するような形で、また支援するような形で前向きに考えていきたいなというふうに思っております。

[13番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

瀬川君。

○13番（瀬川治男君）

この問題につきましては、日々、状況が刻々と変わってまいります。そういった中で、今、市長が、処理のことにつきましては理解しているよということをはっきり言っていただけましたので、今後の各政府、あるいは県からのいろんなあれが出てきますので、そういった中で今のお気持ちでぜひとも前向きに考えていただきたいというふうをお願いをしまして、この質問については終わらせていただきます。

続きまして、BCPのことにつきまして少しお尋ねをしたいと思います。

行政のBCPについて、東日本大震災以降、BCP（事業継続計画）が盛んに唱えられております。BCPは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとめつつ、中核となる事業の継続、あるいは早期復旧を可能にするため、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画と言われております。

平成20年1月ですが、大企業では18.9%、中堅企業では12.4%策定済みであり、震災後も復旧において大いに役立ったと言われております。

中央省庁でも策定している行政機関のBCPは本市においてはどのように考えておられるのか、どのようになっているのかをお尋ねいたします。

○議長（遠山利美君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

本市におけますBCP（業務継続計画）についてお答えさせていただきます。

昨年3月11日に発生しました東日本大震災におきましては、市町村行政が人的、また物的に甚大な被害を受け、機能不全に陥った事例が見られます。言うまでもなく、市町村行政は、基礎的自治体として、戸籍や住民票関係の届け出の受け付け、また、ごみ処理など、市民の皆様の生活に直結した業務が数多くあります。これらの業務は、災害時といえども、中断させることができないもの

でございます。市といたしましても、東日本大震災を目の当たりにした今、こうした業務を非常時においていかに継続していくかを考えていく必要性を強く感じておるところでございます。

こうした思いのもと、平成24年度における本巢市の地域防災計画の見直しの際には、しっかりと業務継続計画につきましても地域防災計画の中に位置づけてまいりたいと考えておるところでございます。また、それを受けまして、市の業務について、市民生活に欠くことのできない優先業務の洗い出しを行い、職員の配置や業務に必要なシステムの電源の確保など、人的また物的な面にわたる非常時の市の態勢につきましても取りまとめてまいりたいと考えておるところでございます。

[13番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

瀬川君。

○13番（瀬川治男君）

過日も産業懇談会というのを商工会と行政と一体でやらせていただきました。市内の各大手の会社さんが参加をしてくれまして、この問題を早稲田大学の小笠原先生を中心にいろいろと検討いたしました。

企業としては、やっておられるようなところもございますけれども、これから考えていこうとかというような話が結構ありまして、これは東日本大震災で大手の会社が要するに例えば下請を使っておったと。その会社は早く立ち直らないと、例えば車なら車がですね、1台が完成しないという事態に陥るわけなんですね。こういう状況では、会社としては不利益をこうむりますから、そういった態勢がとれてる会社の下請を変えるというような動きも出てきておるところでございます。

そういったことで、大事な計画でございますから、民間は民間でそういうことをされております。行政としましても、今回の震災で非常にそういった地域の防災計画というものほどこもあると思うんですね。例えばインフルエンザとか、テロとか、そういったことが発生したときに、行政マンがかなり亡くなってしまうと。残念なことですけども、東日本でもありました。そういった方たちが、Aさんが責任者ですよと言ったときに、そのAさんが動きがとれないとか、いなくなったとかいう事態において、次どうしていくかということまではっきりした計画をつくっておかないと、絵に描いた餅になってしまうのじゃないかというふうに私は思っております。

その辺まで突っ込んだ行政のBCP、本巢市のBCPを考えていただいて、県もそういった研修拠点をことしつくるということを言っております。これは事業者についてでありましようが、行政としてのBCPをはっきりとした位置づけをして、防災計画はもちろん大事です。大事ですが、もう一つ踏み込んだBCPを明確なものにさせていただいて運用ができるように考えていただきたいと思いますが、その辺はどうなっておりますか、今現在は。

○議長（遠山利美君）

中島君。

○総務部長（中島治徳君）

今、議員御指摘なのは、企業懇談会におきましては御説明をさせていただいたところございま

すが、BCPといいますと、県におきましてもまだ12月に作成したばかりで、市町村においても作成してくださいよという文書が来ておるだけでございまして、詳しい内容の説明等はまだございませんので。そしてまた近隣市町村においても、まだこのBCP、要するに事業継続計画についてもまだ作成しているところはございません。

そんな中で、先ほど議員の御指摘もありましたように、一番問題は人的なものであると思います。中全部かんがみますと、全庁的に対策をとっていかなきゃならないものであると考えておりますし、その辺を踏まえまして近隣市町村、それと要するに一体的というか、手を組んでやっていかなければならないものだというふうに考えておるところです。

また、本庁としましても、一番問題でありますパソコンのバックアップというものにつきましては、今、本庁と真正分庁舎という2カ所で立ち上げるようにもしておるところでございまして、今後におきましても全庁的なものとして取り上げて、その防災計画の中に位置づけまして、BCPの計画というものをまた考えていきたいなというふうに考えておるところでございまして、御理解願いたいと思います。

[13番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

瀬川君。

○13番（瀬川治男君）

部長はもうすぐおられなくなっちゃうので、次の方にしっかりとその辺はしていただきまして、よその市町より強い市町になるように、一段とその辺を計画がうまくできるように御指導しておいただきたいと思います。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（遠山利美君）

続きまして、14番 後藤壽太郎君の発言を許します。

○14番（後藤壽太郎君）

それでは、議長のお許しを得ましたので、2点質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず初めに、きょうはこれを持ってきたんですが、もっと笑顔あふれる本巢市づくりということでも市長の笑顔が出ております。そんな中で、2期目のこの Manifesto の最後のほうに、元気なまちの担い手となる人材育成に努めますということで、その中の一つに、生涯学習の場となる図書館、図書室の機能充実ということが載っております、それを見たときに本当にうれしく思いました。と申しますのも、この議会においても、私のほかにも何人かの人が、この図書館の機能充実ということで一般質問をされております。

そうしたところ、今年度というか、新年度の当初予算の中に、この図書に関するところで二つ予算計上されておまして、その二つについて説明を求めたいなということで立ちました。

まず1点目が、学校図書の電算システム整備事業の内容、進め方及び使用開始の予定についてお聞かせ願います。よろしく申し上げます。

○議長（遠山利美君）

教育委員会事務局長 川村登志幸君。

○教育委員会事務局長（川村登志幸君）

では、学校図書電算化システム、これに関する御質問にお答えさせていただきます。

この学校図書電算化システム整備事業でございますが、これは新学習指導要領において、図書室を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実させることとして加えられましたこの内容に対応するものでございます。本巢市におきましては、既に平成22年度でございますが、本巢地域の二つの小学校、一つの中学校、こちらへこの学校図書電算化システムを導入してきております。今回、他の地域の小・中学校にも整備することによりまして、市内のすべての小学校・中学校の図書室の環境の統一を図るものでございます。

内容につきましては、図書システムの導入とあわせまして、パソコン、プリンター、バーコードリーダー、こういったものの整備を行いまして図書室の蔵書、本の管理ですね、それから児童生徒が行います調べ学習、こういった際に利用する図書検索、それから貸し出し・返却業務、こういったものをスムーズに行うことを目的としておりまして、図書室の蔵書一冊一冊に、バーコードを張ることによりまして、すべての書籍情報を登録するものでございます。この蔵書のバーコード化につきましては、将来の学校間のネットワーク化、これも見据えて統一したものへと進めるために、図書司書を初め職員によりまして作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、このシステムを導入して、貸し出し情報、それから利用者の情報、それから蔵書の情報、こういった各種データを活用することによりまして、児童生徒の読書傾向の把握、こういったものが容易にできるようになりまして、一人一人の主体的・意欲的な学習活動や読書活動への指導、こういったものを行うことができるほか、授業で活用します資料の充足、それから図書購入時の参考データとして生かすこともできるようになってきます。

このシステムの導入時期につきましては夏休みを予定しておりますが、運用につきましては、この登録作業が完了した学校から順次行ってまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

[14番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

後藤君。

○14番（後藤壽太郎君）

今、ネットワーク化ということとか、それから夏休みに作業を行って、できたところから順次開設をしていくというふうなことを聞きました。

前にも質問をしたわけですが、学校の司書さんについては、本当にそれぞれの学校に司書を配置していただいてありがたく思っております。そんな中で、司書さんが、日々雇用の方とか、それからまた違う方法とかというふうなことで、司書さんの雇用が違いますね。それと、それから学校への配置がそれぞれ違います。それで、そんな中で、夏休みを重点的にということと言われるんです

が、これなかなかその学校その学校によって大変難しい問題があるんじゃないかと思います。そんな中で、どういうふうに進められるかということを再度お聞きします。

○議長（遠山利美君）

川村君。

○教育委員会事務局長（川村登志幸君）

今、議員さん御指摘されましたように、学校図書、それぞれ学校のほうへは配置させていただいておりますが、身分の話でございますけども、報酬の方ですとか、日々雇用の方、それぞれございます。中には兼務という形もとったところもございますので、そういった兼務、それから専任、こういったところのお仕事の内容によりまして、報酬ですとか、日々雇用というようなことで対応させていただいております。

それからもう一つ、この電算化に伴いますラベルのそれぞれコードを張る仕事ですけども、夏休みに導入を図りまして、夏休み、先ほども申しましたが、図書司書さんのお力もおかりしますが、学校の先生方に、またできれば、また御理解いただければ、PTAの方の御協力、こういったところも得ながら進めてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

〔14番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

後藤君。

○14番（後藤壽太郎君）

今、先生とかPTAの方の力をおかりしてというふうなことを今言われました。先日も県議会のほうで、先生たちが大変過ぎみだというふうなことで何人かが質問をされて、本当に今の状態では、子どもたちの心のゆとりだけじゃなしに、先生の心のゆとりがないんじゃないかなということも思って、心のゆとりだけじゃなしに、時間的なゆとりもなかなか大変だなということ。そんな中で、それぞれの学校にやはり合ったその進め方を、ぜひ教育委員会が主体となって進めていただきたいなということを思いますので、よろしくお願ひをします、その件についてはですね。

それと、ネットワーク化は学校だけでしょうか。今の市の図書館、図書室とのネットワークはどうなっているかをお聞かせ願ひします。

○議長（遠山利美君）

川村君。

○教育委員会事務局長（川村登志幸君）

先ほどちょっと触れました学校間のネットワーク化でございますが、このシステムまだ導入しても、今はそれぞれ学校の中でのシステムという形でございます。先ほども御説明しましたように、将来を見据えてということで、現在は、今回、新年度導入します段階では、まだネットワーク化はできておりません。将来ネットワーク化したときに統一した扱いができるようにバーコード、こういったものを統一したいということでございます。

それともう1点は、現在、しんせいほんの森、それから糸貫と本巢の公民館に図書室ございます

が、この3館は今ネットワークは結ばれておりますが、現在まだ各学校とこの図書館、図書室とはまだ結ばれておりません。これ経費の問題もございまして、作業のこともございまして、今後、順次また考えていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

[14番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

後藤君。

○14番（後藤壽太郎君）

ありがとうございます。

学校間というのは、それぞれの授業によって子どもたちも使う本等々は同じだということを思いますね。そうしたときに、あそこの本を借りよう、ここの本を借りようと思ったときにも、同じやはり授業の中で進めるためには同じ本が必要だということを思いますので、ぜひ、ほんの森と、そしてこの公民館の図書室等も、将来的にネットワーク化を進めていただきたいなということをお願いしておきます。

それでは、続きまして大項目1の(2)なのですが、新年度予算の中に図書館サービス事業ということで941万5,000円という予算計上がしてあります。その進め方、また使用方法、使用開始予定等々もお聞きしたいなということと、それから公民館の図書室なのですが、本館の図書室においては図書の置くスペースが本当に広くとってありまして、その間が1,200ぐらい全部あります。それ以上ありますね。それと、それから背が余り高くないので、子どもでも大人でも、上のほうのやつも、下のほうはまたはすになっておりますので、その背表紙が見やすい。そして、採光もきちっととってありますので、明るいですね。そして腰かけ、それから机がありまして、その中で、その本を見て、そしてちょっとメモ書きをしたりとか、それを読んで、これは借りるに値する、じゃあ借りようかというふうなこともできるような、そのくらい広いスペースがとってあります。

それに反して、糸貫の図書室、スチール棚です。これが1,800ぐらいありまして、1,800もつとあるかな、僕らの背よりかずっと高くなっておりまして、スチール棚の感覚が700か800なんです。それで、一番下の本を見ようと思ってこうやってかがむと、後ろがつかえて、前が、一番下何が置いてあるんやわからんような状態ですね。それと、それから照明器具がそのようにきちっとつくってないので、大変暗いですね。狭いことにより、ただ腰かけだけが並べてありますが、机はありません。それと、事務局がここへ入っておりますので、当然、電話の対応、そしてお客さんとの対応等でお話等々も結構ありますね。その中で、その本を見る環境、読む環境というのはなかなか難しいんじゃないかということをおもいます。その点についていかがお考えか、質問をします。

○議長（遠山利美君）

川村君。

○教育委員会事務局長（川村登志幸君）

ただいまの新年度の図書館サービス事業の内容、それから糸貫の公民館についてお尋ねございました。

まず、図書館のサービス事業でございますが、これは現在、巡回図書司書、これが1名が本巢と糸貫の公民館図書室、これを兼務という形で対応しております。この対応を、4月からそれぞれ1名ずつ専任という形で図書司書を配置しまして、二つの公民館での図書室のサービスですね、これを充実してまいりたいというふうに考えております。

また、新年度、ほんの森に導入しようとしております図書館の情報システムでございますが、現在のシステムにつきましては、情報処理の能力が非常に遅いといったことございまして、このシステムのリース期間が25年1月に満了いたします。これを機会に新しい図書館の情報システム、これを入れまして、図書館情報の処理の円滑化ですとか、またホームページ、そのものをしんせいほんの森で管理できるようにいたしまして、リアルタイムで新刊などの情報、これの提供ですとか、今度のシステムでございますと、子ども用の検索画面もございますので、子どもさんも本の検索が容易にできるといったことから、より一層、図書館サービスの充実を図ってまいりたいという計画を持っておるところでございます。

次に、糸貫の公民館の図書室でございます。これにつきましては、議員御指摘されましたとおり、書架の間が非常に狭い。それから書架と照明器具、これの配置が好ましく余りよくないことから、多少暗い部分もございます。そういったことから、また書架も蔵書で混雑している状況であります。こういったものにつきましては、ただ、箱として限られたスペースでございますので、このスペースを有効に活用したいということから、書籍等をもう一度整理、見直ししたいということと、ここロビーがございますので、外にですね、ここのロビーを活用した読書スペースの確保、これもしてみたいなというふうに思っております。また、書架そのものの配置、これも変えてみたり、また固定したり、こういったことによりまして、安全でまた広く利用しやすい図書室にしていきたいというふうに考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、新年度より新たに配置いたします図書司書、こちらの方と協力しながら図書館サービスの充実を図っていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

[14番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

後藤君。

○14番（後藤壽太郎君）

データによりますと、糸貫の公民館図書には、この23年度2,466人で、その前に比べますと300人ぐらい減っております。そして本巢の図書室におきましては、3,600人以上で77人のマイナスということになっております。この本巢よりか糸貫が少なくなったということの要因として、当然ほんの森が近いですので、ほんの森の蔵書がたくさんあって、環境的にいいところへ行かれるということもありますが、図書室としての環境の面も多分にあるんじゃないかなということを思っております。それで現在、先ほど言われましたが、ロビーを使ってということを言われましたが、現在ではロビーを使うときにも、本を貸し出しを受けてロビーへ持っていかないと、ロビーで読めないという状

態になっておりますね。当然、不用心という部分がありますのでそういうことだと思うんですが、それでは、やっぱりロビーを使おうと思っても、わざわざ書いてということだったらだれも、その中で見て、いいものやったら借りようかなという気分になるんですが。

そこら辺をきちっとよく考えてほしいなということと、それからこの事務室なんですが、事務室を、あんだけのスペースに机と腰かけ置いてやれば、結構皆さんゆったり利用できるんじゃないかなと思うんですが、そこら辺、その事務室をどっかへあの中で移転をするというようなことは考えてみえないかどうか、お聞きします。

○議長（遠山利美君）

川村君。

○教育委員会事務局長（川村登志幸君）

まさに議員さんおっしゃいますように、本ですね、これを一遍借りてロビーで読んでいただくと。当然、図書室から外へ出ますので、貸し出しという行為が一たんそこに入ります。ですから、今おっしゃいましたように、いかにそういう手続を踏まずに、おっしゃるように見てよかったから借りようというのは、やっぱり図書室内の読書スペース、そこで見ていただいて判断していただくというのは理想だと思います。

そうしたことも含めまして、先ほど御答弁させていただきましたように、ロビーをどう使うか。これ事務室を外へ出すというのも一つの方法ですし、また御存じかとは思いますが、幼児コーナーというのが一つございます。こういったものの図書をお母さん、お母さんに限りませんが、親御さんと子どもさんが見えになる、こういった幼児用のコーナーを外へ出すのも一つの方法かと思えます。これにつきましては今後検討してまいります。というのは、あそこロビーがちょっと低くなっておりますので、事務室としてどうかということもいろいろ今後検討したいと思っておりますので、選択肢が幾つか考えられると思えますが、そういったことも含めて検討してまいりたいというふうに思っております。お願いします。

[14番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

後藤君。

○14番（後藤壽太郎君）

ありがとうございます。

ちょっとそこら辺をきちっと考えていただいて、図書室の機能として市民に喜ばれるやっぱり機能にさせていただきたいなということを思っております。

ある冊子の中に、図書館は知の拠点だということが書いてありまして、国においても、1999年といますのでもう13年ぐらい前に、その図書館の施設建設や設備、整備の国庫補助金をなくしてしまったということ。それによって、全国的に8割ぐらいのところが、やはりお金が来ないから、行財政改革とか、それから経費節減という名のもとに、こういうものを本当に少なくして予算を削っていったよと。それによって、大変、将来的な日本を支える子どもたち等々の頭に入れる部分が減っ

て、これではいいのかということで、また、その10年度に住民の力で、住民生活にとって必要でありながら光が十分に当てられなかった分野ということで、光をそそぐ交付金というものを設けて、そしてこの図書館、図書室にお金をかけて、そして将来の子どもたちを育てよう。子どもたちだけじゃなしに、生涯学習という部分でそういうふうになってきて、また、今年度もそういう予算を今度学校の図書に向けようということで今やっているというふうなことが書いてあります。本当にいつも毎年、真正の安藤さんが図書に対してお金を、多額の寄附をいただいておりますが、そういうことからいっても、本当に図書にお金をかけるということ、その地域の人を育てるということで、大変大切だなと思いますので、今後とも市長にもよろしく願いをしていきたいなということをお思いますので、願いをして、この件に関しては終わります。

2点目の質問に入ります。

昨年3.11の大災害が起きました。そんな中で、本巢市内の多くの人たち、また企業や団体のボランティアの人たちが現地へ行かれたり、そして後方支援をされました。その企業というのも、だれかの広報にもありましたように、柿振興会の方がカキをたくさん寄附していただいたりとか、そして今回は花を栽培している皆さん方に御協力願って、そして被災地に花をたくさん送ったりとか、そして団体も、本当に多くの団体の方が今回参加をされた。そして個人的にも、個人の方がたくさん集まって被災地のほうへ力を合わせて行かれたと。この本巢市の住民の大きな力というのは、これは一つの目的があってこれだけの大きな力を発揮でき、協力を得られたんじゃないかなということをお思います。

そんな力を、今度2期目の市長さんは、この本巢市の宝であるこの大きな力を本巢市づくりに生かす考えはありますか、お聞きをいたします。

○議長（遠山利美君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、震災に関連して市民が大変なボランティア活動をやっているということで、そういった活動を本巢市の地域づくりに生かせないかという御提案でございます。お答えを申し上げたいと思います。

今回の東日本大震災は、地震と津波によります被害に加えまして、原子力発電施設の被災という、日本の自然災害史上、未曾有の大災害となっております、日本全国はもとより、世界各国からも多くの方が被災地でのボランティア活動というのを行っておられます。

本巢市におきましても、多くの市民の皆様から義援金とか支援物資もいただきまして、被災地への支援ということをやってまいったところでもございます。

また、こうした支援に加えまして、先ほど議員の御質問にもございましたように、議場におられます議員の皆さん方も多くの方が参加をされたり、それからまた社会福祉協議会とか、また市民団体、企業という方々が、本当に大勢の方々が支援物資の輸送とか、また現地のボランティアという

のにも活動していただいております。また、さらに今回もお話もございましたように、被災地へ花を贈る募金プロジェクトというふうなことで、多くのボランティアの方々が参加されておられまして、県内外から2,700人を超える方々の御協力をいただいたというふうに伺っておりますし、私も出発とか、まとめのところにも参加をさせていただきましたけども、これを被災地へ送るということで、被災地の皆さん方へも大きな励ましになったんだろうというふうに思っております。

こうした被災地へのボランティア活動を契機といたしまして、私も市民協働認識というものが本当にこの災害を機にどんどん意識が高まりつつあるというふうに思っておりますし、こうした市民の皆様方の意欲というのを、ぜひ本巢市のまちづくりというのにつなげていきたいし、生かしていきたいというふうに思っております。

現在、市では、まちづくりパートナー制度というのでボランティア募集というのもやっておりますし、また新年度に予算も提案させていただいておりますけども、市民協働に関する基本的な考え方を定める市民協働指針ということも策定も予定もいたしております。ぜひ、こうしたことから、市の取り組みに、ぜひこういった方々の意欲を発揮していただく、そしてまた取り組みに参加をしていただいて、いいまちづくりにしていきたいなというふうに思っております。

先ほど来お話もございましたように、私も今回のマニフェスト等でもうたっておりますように、まちづくりというのは人づくり、人づくり、何かもう本当に大事なものでございます。ぜひ、こうした市民の皆さんの参加と協働によりまして、また知恵を結集いたしまして、これからも住んでよかった、また、これからも住み続けたいという、そう思っていただけのようなまちづくりにぜひ参加をしていただいて、一緒になって進めてまいりたいというふうに考えております。ぜひ、こうした意欲を無にしないように、そしてぜひ、こうした活動を一体になってこれからも支援し、また参加もし、また手を携えてやっていきたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

[14番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

後藤君。

○14番（後藤壽太郎君）

今、市長も言われましたように、市民との協働ということでまちづくりをしていきたいということ、かねがねそのように言ってみえますので、人材をつくるということも本当に大事ですが、人材を新しく今回は発見をしたんじゃないかなということを思っておりますので、その発見した力をぜひ本巢市づくりに有意義に使っていただいて、協働で力を合わせていくリーダーとして、ぜひこういう人たちを登用していただきたいなということを思いますので、それをお願いしてこれで終わりたいと思います。以上です。

○議長（遠山利美君）

ここで暫時休憩します。10時10分から再開しますので、よろしく願います。

午前9時54分 休憩

○議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

なお、大西議員につきましては、葬儀のため途中退席する旨の届け出が出ておりますので、御報告いたします。

18番 鵜飼静雄君の発言を許します。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは、今回大きな項目としては3点通告してありますので、順次お伺いをしたいと思います。まず、第1点であります、放射線に関する副読本について教育委員会の考えをお伺いをいたします。

昨年10月、文部科学省が放射線について考えてみようという副読本を小学生向け、中学生向け、高校生向けという形でつくりました。その表紙と目次について添付してございます。これ見ていただくとわかるように、表紙に放射線はスイセンからも出ていると。空気からも出ていると。もう生活に密着している。また必要なものだというようなことがる書かれています。

今、福島第一原発事故から1年たった。政府は昨年、収束宣言をいたしましたけれども、それとは裏腹に、そのめども立っていないのが実情です。この事故の教訓から今、脱原発の動き、原子力に頼らない社会の実現を志向する動きが強まっています。

そうした中で、今、申し上げたような副読本を文部科学省がつくり、昨年、全国の学校に配布したというふうに報道されておりました。繰り返しますけれども、この目次を見ますと、半分以上が、放射線は身の回りにあるものだと。暮らしに役立っているというような内容になっています。これは、原発事故に無反省のまま、子どもたちに、既に破綻した安全神話を押しつけようとする動きと思わざるを得ません。

本巣市教育委員会として、この副読本に対する考え方、対応についてどのように考えておられるのか、教育長にお伺いをいたします。

○議長（遠山利美君）

答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

それでは、ただいま放射線副読本に対する考え方ということで御質問がございましたので、答弁をさせていただきます。

今回のお話に出てまいりましたこういう放射線に関する指導ということにつきましては、昨年の6月の議会の折にもお答えをさせていただいたところでございますけれども、あのときは原子力エネルギー、原子力教育ということで考え方を述べさせていただいておりますが、今、議員お話にも

ございましたように、今回の原子力発電所の事故で明らかになってまいりました事実、これをもとに体への影響、そして環境への影響、そういうところで起こっております危険性、こういうものも含めまして、放射線の持ちます陰の部分をしっかり伝えた上で学習を進めなければならない、そういうふうを考えているところでございます。さらに、その中で科学技術の利用のあり方と環境保全について学ばず。そして、持続可能な社会を今後もつくり上げていくことの重要性を認識させていくように指導を進めているところでございます。

現在、原発事故から1年を経過したところでございますけれども、今もなお原子力発電所から半径20キロメートル圏内の警戒区域には立ち入りができないわけでございますし、多くの方々が避難や転居を余儀なくされている事実、そういうこともきちんと子どもたちに伝えていかなければならない。日々こういうことにつきましては新聞等で報道されているわけでございますが、こういう内容を子どもたちにその時々きちんと伝えて考えるもをつくっていかなければならないと考えているところでございます。

そのために、授業では、この副読本を使用するというよりも、教科書、それから資料集、これに加えて、今度から学校図書館に新聞が配備されますけれども、こういう新聞、新しい情報を活用いたしまして、指導に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

基本的に、今、教育長が答弁されたような内容でぜひやっていただきたいと思います。

今、どうしても私たちが考えなければならないのは、この副読本にあるように、放射線がもう社会にいろんな形であるというのは事実でありますし、いろいろ医療とかいろんなことで使われているのは事実です。

でも、そのことが今重要なのではなくて、あの原子力発電所の事故によって多大な被害、そして、もう人間の手ではどうしようもないような事態が生まれている、そのことが一体どういうことなのか。先ほどの答弁の中にもありましたように、そういった事実を一つ一つ子どもらがしっかりと認識した上でいろんな物事を考えていく、そのことが大事だと思うんですね。そういう観点で、さまざまな、今はもういろんな副読本よりも、既に現実的にいろんなものが目の当たりにあるわけですから、そういったものをうまく活用しながら、しっかりした教育がされることを望んでおきます。

それでは、2番目に移ります。合併浄化槽の補助金についてであります。

今年度から下水道の未整備地域については、合併浄化槽で整備するとの方針を決定し、窒素・燐除去高度処理型合併浄化槽を設置した場合には、おおむね95%の補助金を出すことになりました。下水道整備の代替措置としての高率の補助が決められたわけでありまして。しかしながら、さまざまな理由があって、この今申し上げた窒素・燐除去型の浄化槽の設置が余り普及していないように思

われます。

そこで、まず第1番目に、今年度の浄化槽の区分ごとの設置状況がどうなのか、まずお伺いをいたします。

○議長（遠山利美君）

答弁を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 杉山尊司君。

○上下水道部長（杉山尊司君）

今年度の浄化槽設置区分ごとの設置状況についてお答えをいたします。

23年度における本巢市の浄化槽設置整備事業の設置状況でございますが、処理能力別でございます。まず、一般型浄化槽、これが1基、それから窒素またはリン除去能力を有する高度処理型が65基、それから窒素及びリン除去能力を有する高度処理型が10件、BOD除去能力を有する高度処理型はゼロ件でございます。

補助金申請件数合わせまして76件ございまして、4,522万5,000円の支出予定でございます。

また、地域別でございますが、根尾地域はゼロ件、本巢地域もゼロ件、糸貫地域が55件、真正地域が21件でございます。以上、報告を申し上げます。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

今、報告がありましたように、高率の補助を出すということに決めた窒素・リン除去型については、76件中10件にすぎません。

そこで、2番に移りますけれども、下水道を整備するかわりに合併浄化槽への補助率を上げようということで今年度の新しい措置をとったわけでありまして、現実にはなかなか進まない窒素・リン除去型だけでなく、同じように高度処理型である窒素除去型などにも、従来の補助でなく、窒素・リン除去型と同率でなくてもやっぱりそれなりの補助率を上げるということが、下水道との不公平感を緩和することになるのではないかというふうに考えますが、その点についてのお考えを市長にお伺いします。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、合併浄化槽の補助金の補助率を高くすることのお尋ねでございます。

平成22年11月8日に開催されました本巢市下水道事業推進審議会におきまして、未処理区の整備計画につきましては、合併浄化槽で整備するという答申をいただいております。

未処理区の地域の世帯数というのは、平成22年度末で、根尾・本巢・糸貫・真正地域を合わせますと約3,400世帯。本巢市全体が1万2,000を切る、1万1,000余ですから、3分の1弱くらいには

なります。

この世帯は、今後も合併浄化槽で対応していくということになっておりまして、先ほど来お話し出ておりますように、本巢市浄化槽設置整備事業補助金で整備をしていこうということになっております。

そういった中で、平成23年度、今年度から公共下水道と同じぐらいの処理、いわゆる水質の排水基準を達成するというふうなことから、窒素及び磷除去能力を有する高度処理の補助限度額というのを市単独で上乗せをさせていただいて、こういったものを今後どんどん整備していこうということで進めさせていただいております。

そういった中で、今、御質問ございまして先ほど部長が御報告申し上げましたように、この両方とも処理できるというもののほうがなかなか進んでおりませんで、窒素または磷除去能力を有するそういう処理型の合併浄化槽のほうが大半を占めていると。平成23年度では85.5%、平成21年度では95.2%、また平成22年度では95.7%というようなことで、大半が窒素または磷除去能力を有するほうの合併浄化槽になっております。

こういうものまで、我々が市単独の補助金を上乗せして整備進めていこうと思っておるものがなかなか進まないというふうな、もちろん工事費も高いということもございまして同時に、その後の管理もかなり経費がかさむというようなことから、多分、この辺のところには二の足を踏んでられるんじゃないだろうかというふうに思っております。

こういったことから、今後とも、やはり我々の目的はぜひそういうものにしていきたいんですけども、まだまだ窒素または磷除去能力を有するのは、そういった合併浄化槽の設置というのが、この動向を見てましても、今後もそういう方向が進むんだろうということも思っております。合併浄化槽も下水道整備されてないいわゆる未処理区の世帯をこれからどんどん減らしていくということで、整備を一層推進するというためにも、補助率の見直しというのも、ぜひ考えていきたいなというふうに思っております。ぜひ、本巢市下水道事業推進審議会でこういったことも含めまして十分検討していただいて、それなりにまた結論をいただきたいなというふうに思っております。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

今、言われたように、見直しについてぜひ早急に検討を進めていただきたいと思います。

ついでですけれども、以前、昨年だと思えますけれども、この下水道未処理区の整備計画について全協で資料が配付されました。私も下水道審議会の委員の1人でありまして、その前にこれを論議した1人でありまして、正直申し上げて、審議会で、ほかの人はわかりませんが、私について言えば、窒素・磷除去型でいいんだというふうに、正直言って知識の不十分さもございまして、これでいいんだなというふうに思っておりましたけれども、その後、いろんな状況を見ておりましたり、あるいは自分なりにちょっと調べたりしますと、どうも不都合があるなということで今回質問

したわけであります。

この中にも書いてありますように、未処理区について合併浄化槽で進んでいく。その中で、現在の課題として3点挙げておりますけども、その第1番目に、下水道の整備と合併浄化槽の整備が同一歩調で進んでいく。そして3番目には、地方債の借入れが多額であるということで、後世に借金を残すという財政的な理由も挙げられています。そういったことから考えて、現に進んでいる窒素除去型の合併浄化槽に対する補助率についても早急に見直しをしてほしいということを思います。答弁については先ほどのので結構です。

それでは、3番目に移ります。

所信表明を聞きまして、それに関連して幾つかお伺いをしたいと思っています。その中には、もちろん評価すべき点多々ありますけども、そのことについては質問する必要がございませんので、それ以外のところについて幾つかお伺いをいたします。

まず、第1番目に、対話重視、現場主義、市民目線を市政運営の基本姿勢にと述べています。2期目でございますから、その具体化が1期目以上に求められてまいりますが、その具体的な方針について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、所信表明に関連いたしましてお尋ねがありましたまず第1点目の対話重視、現場主義、市民目線ということにつきましての御質問にお答えを申し上げたいと思います。

今定例会の開会日におきまして、私の2期目の市政運営に関する所信の中で、対話重視、現場主義、市民目線を市政運営の基本姿勢に市政に取り組んでまいりたいと、そういうことを申し述べさせていただきました。これは、市長として、市政を推進する上で、常にこうした姿勢に基づいて、政策の立案、事業を実施していくということございまして、2期目に新たな仕組みをつくって対応していこうということを想定いたしては今おりません。1期目と同様の方法でこれからも現場に出向き、さまざまな機会を通じて市民の皆様や団体、企業の皆様と対話を行ってまいりたいというふうに考えております。

具体的に申し上げますと、私がかねてから、市政の課題というのは現場にあり、また、その解決策も現場にあるというふうに考えておりまして、こうした考えに基づきまして、1期目のときは相当多くの会合等に参加させていただきました。市民の皆様の声をお聞きいたしました。2期目も同様に、地域座談会など各自治会の会合、また各種団体の会合、産業懇談会ですとか企業訪問ということをお初めいたしまして、市内で開催されますイベント、行事等へ、日程等都合がつく限り出席をさせていただきまして、こうした場を通じて、市民の皆様の生の声を実際にお聞きする。また企業の皆様の生の声もお聞きするというふうなことで、自分の目、耳で見聞きしましたことを、引き続き今後も施策・政策に生かしてまいりたいというふうに考えております。

今後も複雑・多様化する市民ニーズに、また新たな課題に対応した市政運営を市民目線と市民感覚に立って進めるために、これからも現場主義、対話重視による、よりきめ細やかな市政運営を行ってまいりたいというふうに思っております。

2期目も1期目と同様に、できるだけ現場に出て、いろんな会合、いろんな場で、さまざまな機会を通じて市民の皆さん方とフランクに、そして生の声をしっかり聞いて、形式的な会合等々で議論云々じゃなくて、ぜひそういった場に出ていろいろとお話をお聞きして市政に生かしていきたいと。これが私の申し上げてる対話重視、現場主義、市民目線で市政を運営するということになっておりまして、今後ともこういった行動をとることによって2期目も進めさせていただきたいというふうに思っております。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

今回、あえてこの点についての質問をさせていただいたのは、具体的な話として今触れられなかったけれども、笑顔のまちづくり懇談会をやるということで、所信表明のいただいた資料によりまして、9ページに、新たに有識者や企業経営者等による笑顔で夢を語り合う本巢市笑顔のまちづくり懇談会を開催いたしますというふうになっています。このことを云々するつもりはさらさらありませんけれども、このように企業経営者との懇談会についてはこういう形でやっていきたいという。

これとあわせて、じゃあ市民と具体的にこういう形で、例えば定期的にこういう形で懇談会をやっていくんだと。座談会をやっていくんだというふうなのがよかったほうがいいんじゃないかと。

だから、そのあたりを1期目と同様にと、1期目はそういうのをどこまで最終的にやられたかはちょっと記憶ありませんけれども、幾つかの地域に出かけてそういったことをやられたと思うんですね。そういったものも並行してやっぱり明確にされていく必要があるんじゃないかというふうに考えて今回質問したわけでありまして、どうでしょうか。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

先ほど来ちょっとお答え申し上げますように、市民との懇談会で、決してそういうものをつくってやるということばかりがいいわけではございませんで、私はこの本巢市というのは、私は長く県職員をやっておりましたので、なかなか市民と直接お話しするというのが、県民とお話しするという場がなかなかなくて、こうした市長になりまして、初めて本当にいろんな形で市民との触れ合いの場というのがつくられているということを思っておりまして、こういう、そのつくられているものをぜひいろんな形で時間の許す限り、会合にいろんなところへ参加させていただいて、本当に生の声、そして率直に市民の皆さん方と触れ合って、そしてお話を聞いて市政に生かしていくということが大変大事だというふうに思っております。

これからもそういうことで、2期目もいろいろな会合等も出させていただくということで進めさせていただいております。たかだか3万5,000人ほどのまちでもございます。形式的ないろんな座談会、懇談会等をいろいろ立ち上げるよりかも、今ある既にできております地域座談会、いわゆる自治会等々でやっていただいております地域座談会、それから産業懇談会、そしてまた各種の団体等がやられます市長をお招きいただき、私を招いていただいて、座談会等々がいっぱい計画をされておりますので、そういったものから市民の幅広い声がこれからも聞けると。そして、それを踏まえて市政ができるということでございます。これから改めて2期目に立ち上げるということを経ずに、2期目も同じ姿勢で、あるものをうまく使いながら、そしてそこを参加させていただきながらやっていきたいというふうに思っております。

たまたま笑顔のまちづくり懇談会と思いますのは、これはどちらかという、もう少し専門的と言ったらあれですけども、そういった方々の声を聞きたいというふうなことから、このまちづくり懇談会というの、今回ちょっと手始めに計画をさせていただきましたけども、こういうものがまたうまく機能していくということであれば、順番にまた範囲を広げていきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、基本姿勢は1期目と同じように幅広いいろんな場に出て行って、こうした特定のところだけでやるんじゃなくて、いろんな場に出させていただいて、幅広く市民の声をお聞きして市政に生かしていくという形で進めていきたいというふうに思っております。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

市長が今言われたやろうということについて否定する気はないんですが、でも、それと並行して、あるいはあわせて、形式的なことはあんまり必要ないというような言い方をされますけども、そういう形式的にしないように、本当にそれぞれの地域へ出かけて、地域のいろんな生の声が吸収できるような形態をとって、一つの自治会にそれぞれという大変でしょうけども、ある程度の範囲でそういった懇談会、座談会、そういったものを定期的にやっていくということもあわせて必要ではないかと私は思うんですね。

いろんなところに視察に行っても、やはり市政運営をしていく上でそういったこと結構、やっぱり対話という中でその点を重視をされてるところが多いように見受けられます。それがすべてではないし、それをやればいいというもんじゃないけれども、そういったことも同時並行してやるということが求められるんじゃないかというふうに思います。

その点についても一度だけお伺いしておきますけども、今、市長が言われた形式的にならないようなやっぱり方法も考えながら、定期的にそういった地域へ出かけてやる。じかに、通常いろんなイベントとかいろんな会合で接する以外の人たちの声もその中で吸収できるんじゃないかというふうに思いますが、その点を改めてお伺いします。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

お答え。ちょっと誤解をされてるんじゃないかと思うんですけども、自治会を、先ほど最初の答弁で申しあげましたように、地域座談会というのはずっと各自治会単位で毎年行っておりまして、それぞれ、今もずっと20年から、順番にずっと20年、21年、22年、23年と、毎年、自治会のほうで要請があったところにつきましては、地域座談会ということで、各自治会の方々が参加するところで参加もさせていただいております、これは手を挙げていただいて、ぜひそういう仕組みをつくっておるわけでございますので、手を挙げていただいて、私のほうでも何回かお邪魔させていただくというふうにさせていただいておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それと、形式的にやるかやらないかというのは、出てきて参加されてる方々が遠慮してしゃべるということが多分形式的に云々となろうかと思っておりますけども、私は少なくともお話出てきておるところは、そんなに形式的な部分だけではない話で大変多くのことをお聞きいたしております。後ほども質問が多分出てくるとは思いますが、そこでもそういうこのお声を聞いたものを市政に生かしているということも後ほどまたお答えもさせていただきますけども、私は決して形式的な云々じゃなくて、今まで本当にフランクに、本当の生の声をこういった場でお聞きしているというふうに私は感じております。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

誤解があるようですのでこちらから申し上げますけども、形式的というのは私が言った言葉じゃなくて、市長が言われた言葉を言っただけで、私は。だから、形式的なことはやりたくないということであれば、そうならないようなやり方を考えればいいんじゃないかということをお願いしたのと、自治会単位でやられてることについては十分承知の上です。

だから、そういった一方で企業との、レベルが違うというふうに言われるかもしれないけども、企業との座談会は、懇談会はこういうふうにするんだと。じゃあ市民との懇談会も、引き続き自治会との懇談会もやるというようなことを所信で明確にされたほうがいいんじゃないかということで申し上げてるんで、まさにそれこそ誤解のないように。

だから、そういうことを引き続きやられるということを改めて意思表示された。所信表明では述べられなかったけども、改めて意思表示されたというふうに理解しとけばよろしいですね。いいですか。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

○市長（藤原 勉君）

何度も申し上げますように、形式云々じゃなくて、今までと同じスタンスでやっていくということとでございまして、また専門的に聞きしなきゃいかんものは、それぞれのまた専門等の分野の懇談会等があります。先ほども申し上げるように、自治会の座談会というのは、これは産業懇談会なんかと同じように本当に一緒でございまして、この今度の笑顔の懇談会というのも多分似たような形になってくるだろうと思っておりまして、別に市民とのやつをやってないということではなくて、これからも同じようなレベルで同じようなことをやっていくということとでございまして、よろしく申し上げます。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

では、2番目に移ります。

1期目では、総点検ということを繰り返し言われました。今回の所信表明では出てきていません。常に点検しながら前へ進んでいくということが大切だと思います。これは、こうやって質問すると、1期目と同じようにやっていくというふうに言われるかもしれませんが、市長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

総点検につきましては、そんな1期目と同じようにやっていくというようなことは申し上げません。総点検に係る考え方というのにつきましてお答えを申し上げたいと思いますけども。

市政の総点検というのは、私の1期目の初年度におきまして、自分の足、目で市全域を視察して、地域・現場の実態を把握するために実施したものでございまして、職員との対話とか行財政改革等によります内なる点検、そして、先ほど来お話し申し上げておりますように、地域座談会ですとか産業懇談会、また企業訪問、各種団体等の意見交換会というふうなことをやりまして、市民対話などによります外なる点検という二つのもので、市政の総点検というのを実施いたしたところでございます。

こうした市政の総点検につきましては、点検の結果出てまいりました市政の課題や問題点というのを解決するために、21年度以降の予算等におきまして、新たな施策として議会にも提案させていただいて、具体化もさせていただいております。そのほか、その後も、先ほど来お話し申し上げますように、いろんな地域にどんどん出て、いろんなお話をお聞きしてるということを踏まえまして、市民の皆様を初め、団体、企業等の会合等でもいただきました提言ですとか、また社会情勢の変化というふうなことを踏まえまして、そういった変化に対応するために、平成23年度予算におきましては11の項目の点検を、施策の点検をやって、予算化をしていった。そしてまた24年度予算ではもちろん今度の市長のマニフェストにも生かされておりますけども、六つの新たな重点というこ

とで基本施策ということを訴えさせていただいております。

こういうように、絶えず市政の点検を行っているところでもございまして、市政の総点検というのは、やはり一番最初にやる。もう毎年毎年、市政の総点検ではございません。市政の総点検に基づいて、それぞれそれを踏まえながら順番順番に、そして、それを補完するような形で、毎年点検をしながら総点検に近いような形で見直しをしていくということになろうかと思っております。そういったこともなろうかと思っておりますし、また、そういうことを思いながら、市政を4年間推進させていただくということでございます。

また、この中で、市政の内なる点検のもう一つの拡張というふうなことで、平成23年度におきましては、職員人件費等の義務的経費を除きます897の全項目につきまして事務事業評価を実施したところでございますけども、さらに新年度からは、市民の視点からの事業の見直しをするために事務事業評価に外部評価の導入も予定をいたしております。

こうした事務事業評価を初め、毎年度、行財政改革大綱の実施計画などによりまして、常に政策点検を行いながら、効率的かつ効果的な行財政運営を進めてまいりたいというふうを考えております。

そういったことで、市政の総点検というのは、私の1期目の、そしてまず自分の目、足で全体を把握するために内なる点検、外なる点検ということでやらさせていただいたのが市政の総点検でございまして、それ以降は、それを踏まえながら、ずっと点検をしながら、毎年毎年の予算、そして政策等々を打ち出してきているということでございます。これからも、決して点検を忘れるということじゃなくて、総点検という言葉はわざわざ言いませんけども、これから同じようにずっと点検をしながら市政に推進していこうというふうに思っております。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

総点検の総があるかないかは別にしまして、毎年大きく点検をしなければならないということではなくて、少なくとも4年単位で、過去の4年間について振り返るという意味も含めて、やっぱり大きな点検をしていく必要があるだろうというふうに思いますし、今、市長の口から出ましたように、毎年必要な点検はしていくんだということでございます。そのことが、せっきくの所信表明でどうして出てこないのが不思議であったわけであります。

最初のときの総点検については、前の市政の、市政を受けてやってくわけですから、前の市政がどうであったかということも含めて総点検をされたいというふうに思います。じゃあ今度は、みずからの2期目として、みずからの1期目がどうだったのかということの総点検を、あるいは総がなくても結構ですけども、点検をした上で、じゃあこういう点についてはさらに進めていく、あるいはこの点については改めていくというような部分があってもいいんじゃないかと。そういうことをやる意思のあらわれとして、やっぱり所信表明のどこかにそれが出てきてもよかったんではな

いかというふう感じて今回質問をさせていただいたわけであります。このことを繰り返す必要はありませんので、とにかく点検についてはやっていくんだという意思を言われたので、そのことも念頭に置いて取り組んでいただきたいということを申し上げておきます。

3番目のがやきドームについてであります。建設時の目的に照らして、この間の利用状況はどうか、まずお伺いをいたします。

○議長（遠山利美君）

答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 川村登志幸君。

○教育委員会事務局長（川村登志幸君）

かがやきドームの利用状況でございますが、このかがやきドームにつきましては、昨年4月から御利用をいただいているところでございます。利用状況の内容でございますが、グラウンドゴルフが64回で延べ3,200人ほど、フットサルが4団体で23回、延べ415人ほど、これと雨天時利用といたしましては野球チームの2団体、ここが2回で延べ120人、サッカーで2チーム、7回で延べ130人というふうになっております。

ただし、当初ゲートボールも活用できるよう予定をしておりましたが、凹凸が解消されず、使用できない状態で行ってまいりました。

そのほかには、消防団の訓練、織部祭り、農業祭、近隣自治会のレクリエーションなどで御利用いただきまして、ことしの1月末現在で7,153人の利用というところでございます。

また、先ほど申しましたこの織部祭りでございますが、当日はあいにくの雨でございましたが、このかがやきドームが有効に活用できたということで2,000人が来場され、にぎわいを見せていただいたというところでございます。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

10年、おととしの7月の全員協議会で、全天候型スポーツ施設整備事業についての説明がございました。

その第1に、目的として、このように記されています。雨天におけるフットサル、ゲートボール等のスポーツ、ストラックアウト、ディスクゴルフ等の軽スポーツ、本巢織部祭り等のイベント、消防団の訓練、災害時の緊急避難場所等多目的に使用できる施設として整備すると。一番最初に言いました雨天におけるというのが最初に書いてありますね。

そこから照らして、今、利用状況についてお伺いしましたところによりますと、雨天時の利用としては野球2団体2回、サッカー2チーム7回ということでございます。それ以外については、ドームであろうとなかろうと関係ないわけですね。もともとあそこの芝生広場がいろんな形で利用されていて、グラウンドゴルフにしても、全面を使ってしょっちゅう利用してあそこでゲームをされ

ていた。イベントも同様であります。だから、雨天時におけるという本来の目的に沿った利用状況ということからいえば、先ほど言われた中の雨天時の二つを取り上げざるを得ないという状況だということをもまず申し上げておきます。そういう上に立って、質問なり考えを申し上げたいと思いませんけども。

(2) 番に移りますけども、今回、荒れた天然芝を人工芝に張りかえると言われました。しかし、既にこの計画がされている段階から、こうしたドームをつくれれば、芝生がだめになるということは何人もから指摘をされてきました。だから、荒れた天然芝と言われますけれども、こうなることは当然予想されたことだというふうに思っています。今、このことについてどのように感じておられるのか、まずお伺いします。同時に、人工芝にすることによるメリット、デメリットについてどのように感じておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、かがやきドームの芝のことについてお答えを申し上げたいと思います。

芝の生育につきましては、計画段階におきまして、先ほどにもお話がございましたけども、私どもは、長年できておる芝ということで数年間は何とか維持できるんだろうなというふうに思って、現状のままの状態でご当分の間管理をしていきたいということにいたしておりました。

しかし、想定した以上に芝の育ちが悪い、これ光の問題、また水の問題等々もありまして、芝の悪い状態が出てまいりました。そうした状態の中でスポーツをやった結果、上のほうの芝がとれまして、根だけが残った状態というふうになりまして、転圧をかけてもなかなか安定しないというふうなことで、一部のスポーツ団体に利用が困難な状態というふうにもなっております。

これについてはどのように感じるかというのは、そういうやるときからお話も出ておったということも十分承知しております。それにつきましては、先ほど申し上げましたように、数年間は今の状態で使えるのではないだろうかというふうに思っておったんですけども、思った以上に芝の劣化が進んで、見込みどおりならなかったというふうに変な結果になっておるといふふうに思っております。

こうした状況から、なかなか団体にうまく使っていない状態になっているということから、スポーツ少年団とか市のゲートボール協会等から改善の要望も出てきておりまして、今回、こうした状況を改善するために、人工芝への改修を行うということにしたところでもございます。人工芝への改修をすることによりまして、メリット、デメリットということでもございますけども、初期投資に費用が少しかさみますけども、次年度以降のメンテナンス費用が要らないということですか、ゲートボールとか、先ほど御質問にもありましたけども、当初からやっぱりゲートボールとか、フットサルとか、そういった方々に使っていただきたいなというふうなこともやりましたけど、今、そういった団体がなかなか使えない状況になっております。ぜひ、ゲートボール、フットサルについては、こういう人工芝にすることによってコートラインを引くということで、一々線を引かずに

利用者の利便性が高まるというようなことでもございます。また、小さいお子さん方が使うときにも、石、小石というふうなことも気にせず安心してこの全天候の多目的ドームを使えるというふうになるかというふうに思っております、こういった点が利点として挙げられるのかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、当初の見込みよりか早く芝の劣化というのが進んだということで、想定したよりも早く芝の手入れをしなければならなくなったというふうに考えております。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

正直申し上げて私も余り詳しくはないので、どのくらいでだめになるかということについては十分な知識はございませんけれども、議員の中にはそういった知識を持ってみえる方もあって、こういう指摘を当時されたわけですね。それなのに、そのことに耳を貸さずに、結局このまま進んできて、1年たって、もうやっぱりだめやから変えましょうというのはいかがなものでしょう。仮に人工芝にするにしても、当時、そうした意見に耳を傾けて、最初の工事とセットでやれば、経費ははるかに少なく済んだはずだと思うんです。だから、議員にも市民にもいろいろ参加して、いろいろ意見を聞きながら協働でやっていきたいというふうに言われながらも、実際に出た意見についてはなかなか取り入れられないという結果ではないでしょうか。そういったことについて、どう今お感じなのかということをお伺いしたいんですが。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

市民の声とかそういうお話が出ましたけども、市民の声は聞いたというふうに思っております。今の要望書なんかも出てまいりまして、ぜひつくってほしいというようなことも出ております。そういったことも踏まえながら、市の中に一つぐらいこういった全天候型のものがあってもいいだろうというふうなことから計画もさせていただいて、建設もさせていただきました。そして、そのときに経費等々問題もございまして、とりあえず今現在の芝をうまく使いながら、この全天候で活用できるということで進めさせていただいたということでございます。

そのときに、いろいろお話もございまして、芝が真っすぐ生えなくなるよという話も確かにその当時出ておりました。我々は、いずれはそういうふうになるだろうというふうには思っておりましたが、数年間は何とか光も入るし、水の問題も、傾斜がありましてどんどん南のほうに向かって水も地下水に流れて入ってますので、多分、何とか現状のままでいけるかなと思っておりましたが、雨の日は水が中のほうに入ってくると、結局は雨が降ったときに、その下で結局競技もできないというふうなことで、やはり周りに排水路をつくって水が入るようにしなきゃいけないというような行為のことも出て、そういう状況も出てまいりまして、今回、思い切って天然芝にし、

また排水路もつくりしながら、そして下のものも平地にしなが、より使いやすいような形にしていこうというふうにしたわけでございます。

決して、そういった皆さん方の意見を無視して云々じゃなくて、間違えではいけませんけども、前回の建設するときもそういうお話もさせていただきましたけども、市民の皆さん方からの要望等も踏まえながら建設をしたという経緯でございまして、決してだれの意見も聞かずに勝手にやったというふうには私は思ってませんで、これからもいろんな形でいろんな御意見を聞きながらやっていきたいと思っておりますし、また今回、そういう状況が悪くなったということについて、またいろんな市民の皆さん方から改善の要望が来てるということで、こういった声もしっかりまた聞きながら改善をしていくということにさせていただいたところでございます。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

今の答弁聞いておりますと、まさに問題のすりかえですね。何も私はつくること云々の話を今してるわけではなくて、当初から芝生がだめになるというふうに言われてた。そのことを真摯に受けとめれば、仮に人工芝にするにしても、今でなくて、当初の工事も含めればもっと違ったやりようがあったらろうと。そうすれば経費の節減にもなったらろうということを申し上げてるんです。

だから、そのとき本当に議員の意見を真摯に受けとめなかったその結果ではないですか、これは。だから、そのことについて、結局今のお話を聞いておりますと、反省がない。だから、そういうまま物事が進められるということについてはいかなものかというふうに思わざるを得ません。

あくまでも今回質問してるのは、天然芝から人工芝への転換の話だけで申し上げてるんで、そのほかのことについて聞いてるわけではありませんので、恐らくこれ以上聞いても、先日の議会のとときと同じように認めるということはないと思うので、ただ、問題があるということだけは指摘しておきます。

私が当時言ったわけではない、私も一言は言いましたけども、もっと専門家の方が、絶対だめになるから考え直したほうがええんやないかというようなことを言われた。それを結局無視した結果、今度また2,700万円ぐらいの予算を上げて人工芝にしなければならないという大きな無駄遣いをしているということだけは申し上げておきます。

4番に移りますが、今度8ページに、過疎対策について、北部地域への移住・定住対策を促進云々ということで、過疎対策についていろいろ書いてあります。

過疎対策を考える上でどうしても欠かすことができないのは、例えばそこへ住んでもらう、そのためには、そこで生活ができる、例えば買い物、医療、介護、いろんな分野でそこに安心して住める態勢づくりをしていくことが必要だと思うんですね。生活の拠点になるようなものにしていかねばなかなか進まないだろうと思うんですが、そのためには、まず一つは働き場が欲しい。じゃあ今、企業誘致を北部地域に望めるかという、残念ながらなかなかそういう状況ではない。

そういう中で、まだこの本巢市にとっても、また全国的にも不足している介護老人施設の誘致をしてはどうだろうか。例えばの話でありますけども。そういうふうな形で一つのを誘致することによって、そこを拠点にしながら輪を広げていくというようなことを考えると、働き場の提供にもなりますし、またそれに関連して、いろんな施設ができたりという、人の動きがどんどん広がってくるだろうというふうに思います。入所型の施設であれば、その北部地域につくることにほとんど支障はないだろうというふうに私は思いますけども、そういったこともあわせて考えてみたらどうかということで提案を申し上げるわけではありますが、いかがでしょうか。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、所信表明に関係いたしまして、過疎対策につきましてお答えを申し上げたいと思います。

人口減少が続いております北部地域の活性化対策ということで、今回、予算等にも計上させていただいておりますけども、移住者に対する助成制度ですとか、この地域のよさを知っていただく体験ツアーというふうなことを実施していくということで、移住・定住を促進していきたいというふうなことを今皆さんにも提案させていただいております。そしてまた、それとともに公共交通機関の利便性の向上というようなことも考えていかなきゃなりませんし、また、この北部地域には淡墨桜ですとか根尾谷断層、また温泉といった大変いい観光資源もございます。そういった、これだけではまだまだ足りないと思っておりますし、まだこれに新たな観光資源というのをつくり上げながら、ネットワークをうまくさせて進めていきたいなど。

それについては、本巢市だけではなくて、近隣市町とも連携しながら広域観光というふうなこともやりながら、こういう今既存の観光資源、そして新たな観光資源、そして近隣市町の観光資源とうまくネットワークさせながら、観光産業の育成ということもこの移住・定住対策とあわせてやっていかなければいけない。これをすることによって、人が集まり、また交流する場や機会というのがふえていく。こういうことをやっていかなければ、この地域になかなか活性化というのは難しいだろうというふうに考えております。そういうことで、今回も予算等々で提案させていただいておるところでございます。

こうした対策の中で、議員まさしく御指摘いただきましたけども、その中でも一番大事な移住・定住というこういうものを促進するためには、本当にお話のように働く場、いわゆる就業の場を確保するということが何よりも重要でございます。残念ながら、トンネル以北のところでは何かどうしても地理的条件からなかなか企業を中に誘致をして、ここに工場とか、それこそそういう製造業等々を大々的にやるというのはなかなか難しいのが現実でございます。

こうした中で、今、本当に大変いい御提案をいただいたというふうに私どもは思っておりますけども、この北部地域の豊かな自然環境を生かしました介護老人施設の誘致というのは、本当にこれから考えていくのに本当にいいものだなというふうに思っております。こういうものができること

によりまして、就労の場の提供、そしてまた、こうした施設を通じましていろんな方が入ってきていただく、そのために交流人口もふえてくるというふうなことで、この北部地域の活性化というふうに寄与していくんじゃないだろうかというふうに思っております、ぜひ、こうした施設を建設したいというお話が出てきたときに、こういう地域のお話も申し上げて、北部地域でもいいよということであれば、我々としても前向きに、そしてまた全面的に支援しながら、具体化に向けて進めていきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、やはりこの北部地域にちゃんとしっかりと人が住んでいただいて、地域でもって、そして生き生きと生活をしていけるような環境づくりをしていくというのが私のやっぱり市長としての責任でもあるし、私ども市政に与えられた課題でもあろうかと思っております。やはり一つのまちとして、一つの市として、これからも存続していくためにも、やはり北、南、関係なく、やはり一体的に、そして一体感、連帯感を持ったそういった地域にしていかなきゃならないというふうに思っております。ぜひ、今のようなお話が出てくれば、全面的にまた御支援、御協力をしていきたいというふうに思っております。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

結構です。

では、最後の5番に移りますが、現在、避難場所の耐震状況の把握はどこまでできているのか、あるいはできていない場合には、これからどうしていくというふうに考えているのか、その方針についてお伺いをいたします。以前にもこの問題については質問したことがございますが、現段階でどうでしょうか。

また、あわせて所信表明の耐震化の取り組みとして、11ページで述べられています。災害時に避難場所としての機能を担っている公民館などの公共施設の耐震改修工事への助成をしていくんだということを述べられていますが、これ、正直言って、読んで意味がよくわかりませんでしたし、だから意味と内容をあわせて御説明を願いたいと思います。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、避難場所の耐震状況の把握がどこまでできているかというようなこと、できてない場合の方針等のお話でございます。そしてまた所信表明の中で、公民館等々の改修助成というのの意味はどういうことだというようなお話でございます。

まず、避難場所の耐震状況の把握でございますけども、避難場所として指定いたしております自治会の公民館ないし集会所の耐震状況でございますが、平成20年度に耐震状況を調査をいたしております。56年5月以前に建築されて建物耐震診断を実施していない、そういう公民館が41施設ござ

いました。これ以降、建てかえたり、耐震補強工事を行った公民館等が四つございまして、現在では耐震性がない公民館等は37施設というふうになっております。

これらの避難場所につきましては、これからも引き続き、耐震補強の工事についての助成措置をこれからもやっていきたいと思っておりますし、また、耐震補強工事がなされていない避難場所につきましては、今後、県のほうから指定が予定されております土砂災害警戒区域とか土砂災害特別警戒区域、そういうものに含まれる避難場所が出てこようと思っております。そういうものにつきましては、避難場所として適当かどうかというふうなことも含めて見直しを行ってまいりたいと思っておりますし、それは新年度に予定いたしております市の地域防災計画の中で、そういった見直し等について検討していきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、まだ37施設が耐震補強のものではないということでございまして、今後これを速やかに、どこまで進めれるかという問題もありますけれども、進めていきたいというふうに思っております。

そうした中で、所信表明の中で、避難所という言葉とか避難場所、それから公民館というふうなところの文言がうまくこんがらがって、この意味がよくわからないというような意味だろうと思っております。

私のこの所信表明の中で申し上げておりますのは、避難場所に類する、要するにそれに当たるものということで、先ほど申し上げました公民館等の耐震改修工事への助成ということの意味でございまして、今後とも引き続き助成をさせていただきたいというものでございます。避難所と避難場所というのの問題、それから公共施設ということが、いわゆる公的施設と公共施設との混同というふうなことで、多分、そんな言葉で、そういう言葉のことをとらえて意味がよくわからないというふうなことをおっしゃったんだろうと思っておりますけれども、私の意図したところは、今、申し上げましたような公民館等の改修をこれからも助成をやっていくという意味でございます。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

まず、避難場所の耐震状況の把握についてお伺いをいたしました。これについては56年以前にできた建物ということで今報告がございました。さらに細かいことは市長に聞くことでもないので答えは結構ですけれども、それ以降のものでも、物によっては本当に耐震上心配なものがあると思うんですね。だから、そういった意味で本当に大丈夫なもの不安なもの、そういった耐震診断をやったり必要に応じて、以降のものでもすべてやろうということをお申し上げたんですが。そうした上で、56年以降のものでも耐震上問題があるというふうになれば、その次に言われる助成をしながらやっぱり改善をしていくという取り組みが必要だと思うんです。

だから、そのあたりについては再度、やっぱり内部で、内部でというか、担当のほうで、さらに全施設について一つ一つやっぱりチェックをして対応を考えていくべきだろうと。そうでなければ、

ちょっと新しいから大丈夫だと思って避難したけれども建物が壊れたという、そんな悲惨な事態が生じないように今からやっていく必要があるだろうということだけ申し上げておきます。

それともう一つの点については、私の頭の中が別にこんがらがってるわけではなくて、書いてあることがこんがらがってるということで申し上げてるんですね。御承知のとおり、緊急時の避難については、避難所と避難場所がそれぞれ明確に分けて規定をして、指定をしています。

ここに書いてあります避難所としての機能を担っている。例えば公民館でいえば、たしか真正公民館、名前としては真正公民館だけだったと思います。あと、ほかのものは公民館の類似施設であっても、ほかの名前で避難所として指定をしています。でも、恐らく、ここで最後に助成というふうに、助成をずしてしている以上、避難所の耐震工事への助成ということはまずあり得ませんので、だからこれ自体が、先ほど申し上げた避難所ではなくて、避難場所としての機能を担っている公民館などの耐震改修工事への助成というふうに書くのが正しいだろうというふうに私は思っております。そういうことですね、市長。

だから、何で、あえてここで取り上げたのは、やっぱり物事は、避難所、避難場所というのは明確に区分している以上、やっぱり正しく使っていけないと、ここですからね、最後に助成という言葉がなければ、私は最初読んで、避難所でも耐震がまだできてないところがどこにあるんだろうということを考えながら途中まで読んで、最後、これは違うんだなというふうに思いましたけども。いろんな間違いを生じないためには、正確を記す必要があるということで申し上げたわけでありませう。

最後ですので、市長にもう一度御登場いただいて、先ほどちょっと答弁は結構と言いましたけども、全体の耐震状況について、先ほど言われたことも含めて、さらにそれ以外の実態把握を含めて、そうした耐震調査の結果としてこういった助成を今後頑張って進めていくということが求められていると思うので、その点についての方針を改めて最後にお伺いして終わりたいと思います。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

56年の5月以降に建設されたものでも危ないものがあるんじゃないだろうかという今お話でございます。

いずれにいたしましても、耐震診断云々というのはやっぱり自治会、公民館等々は、集会所は、既に各自治会で持っていてやっております。次に悪かったときに工事をするということを前提で耐震診断もしていただかないと、なかなか難しいかなというふうに思っております。そういったことで、自治会のほうで56年5月以降、6月以降のものでも耐震診断をしてやっていくということであれば、これからも対象ということに今後も考えていきたい。

特に、またその中で、今後、避難場所になっております公民館、集会所等々は、先ほど来申し上げましたように、レッドゾーン、イエローゾーン、いわゆる土砂災害のそういう危険区域に建っておる、マップで指定されておるところも幾つかございますので、そういったところは今後、防災計

画の中の見直しの中でやっていきたいと思っておりますので、そういった地域については、耐震診断、耐震補強の工事云々という以前の問題として把握していかなきゃいけないなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今後、これからも避難場所として指定をして残していくというものにつきましては、可能な限り助成ができるような方向を一度また検討をしてみたいなというふうに思っております。

○18番（鵜飼静雄君）

終わります。

○議長（遠山利美君）

1番 江崎達己君の発言を許します。

○1番（江崎達己君）

それでは、発言通告に基づきまして、順次、質問をさせていただきます。午前の最後だと思えます。ちょっと気分を一新してやっていきたいと思っておりますので、お願いします。

藤原市長の再選、おめでとうございます。今後の市政運営に期待をしております。そういった中で、大きく分けて2点、質問をさせていただきます。私は一括ということで、一問一答じゃなしに一括方式で質問させていただきますので、よろしくお願いします。

第1点目でございます。行財政改革についてということで、行財政改革は先行き不透明な経済情勢下において、地方自治体においては最重要課題の一つと位置づけられるのではないかと思います。

そこで、行財政改革の具体的な手法の一つとして、さきの議会、11月議会において、PFI手法について取り組みや検討について質問をさせていただきました。続きまして、民間手法の活用によるPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）やレベニュー債の活用、並びに導入などが、地方自治体にて取り組まれたり、導入や検討をされている自治体がございます。藤原市長は、5年後、10年後の足腰の強い財政基盤を目指した市政運営を目指し、藤原市政の2期目がスタートしました。

そこで、本市として、第1点目として、PPPやレベニュー債についての取り組みなど、検討はされたかという点。第2点、検討されたならば、その結果は。第3点目、今後の方向性等はどうかという点、以上3点について、企画部長さんの御所見をお聞かせ願いたいと思っております。

次の2点目でございます。本市の防災ということでございます。

私は平成22年の6月議会、23年の6月議会、そして9月議会と、今回で防災関連は4回目の質問になります。昨年3月11日の東日本大震災が起きて1年がたちました。いまだ復旧・復興が進まず、私自身もやきもきしております。一日も早い復興を願って私なりの活動も行ってきました。

東日本大震災の教訓として、来年度に向けた対策が検討され予算化もされているようですが、その点の中で防災備品という対応について、3点について質問させていただきます。

第1点目、本市の防災用の食品の品目、それから数量はどうか。第2点目、これは友人であり同志とも言える他の都市の議員との面談している中で、防災パンというのを知りました。そこで、

最近、開発され、防災備蓄用として、大変賞味期限、保存期限の長い5年保存という防災パンが販売されています。利点を考えると、本市でも導入してはどうかと思っております。

見本をきょう持ってまいりました。こういうレトルトの中でのパンでございます。後で市長には答弁していただきたいので、ちょっとお見せします。

この防災パンでございますが、ちょっと生産してみえる業者の方に電話して、何か資料があったら欲しいよと言ったら送ってきてくれましたので、ちょっとここで御紹介させていただきます。これが現物でございます。

この資料によりますと、備蓄用非常用食糧という意味の防災パン。これは国立大学の三重大大学の副学長さんと企業体が共同研究して開発されたそうです。これ5年保存ということになっております。コッペパンだそうです。これは業界初のレトルト用のパウチで完全殺菌されたものということで、備蓄環境を選ばず長期保存ができるという利点があるそうです。それから豊富なエネルギーということで、1日必要なカロリー、450キロカロリーあるそうです。またこれその後の食後のごみ、大量にごみが出るんですけども、ごみにもそんなにならないという利点があるそうです。このパウチは、世界では初めてだそうです。この業者はたまたまお隣の市の企業体でございました。

そこで、また一つ次の資料でございますが、この5年保存がどうかという点につきましては、岐阜県の産業食品関係ということで、岐阜県産業技術センター食品研究部が検査をした結果、5年保存が可能だというふうなことで、無菌ということでございます。これがそういった証明が出ております。この防災用食料品でございますが、多いのは乾パンだとかそういったものはよくございます。多分、たしか本巣市も乾パン等が備蓄用とされていると、以前の質問の中でも御回答をいただきました。

そういった乾パンでございますが、ちょっとインターネットを見ておりましたら、北海道札幌市が配った災害用備蓄用の缶入りの乾パンですが、それに異物が入っていたと。これは製造元は社会福祉法人のところでございますが。なぜ、こんな缶の乾パンですね、乾パンにカビが生えたりして、異物が入ったり変色しておったりしたかということで、札幌市の危機管理室によると、缶に何か傷がついたり、何か運んだりしたり、保存したりするところに問題があったんじゃないかというようなことであります。そして、この資料を見ますと、人体には影響はないけども、やはり災害時において支給された乾パンなりが、ふたをあけてみたらカビ等が生えてたという点、ここにはいささか問題点があるんじゃないかと思えます。

そういった中で、ちなみにこれも聞いてみました、企業に。これって、ところで5年保存して大変いいとは思いますが、先立つものは幾らなんですかと聞きましたら、自治体には350円という単価で締結してるそうです。ちなみにどれぐらい今契約なんかはあるのと確認したところ、徳島市や和歌山市、それから東京都、東京スカイツリーですか、そういったところにも契約があるそうです。それよりも大きなのは、トヨタグループがトヨタブランドとして注文があり、OEM契約というんですかね、委託契約みたいなことがあって。そのほか民間企業では20数社からの引き合いがあって、月産1万5,000本ということで、会社自身はもうフル稼働で、今、生産をしてるということで。そ

れ以外にも関東以南からの太平洋岸の都市はやはり震災が叫ばれております。一番ということ。いろいろな都市から今どんどん紹介、引き合いがあつて、うれしい悲鳴を上げてみえるようでした。

これは、決して私はこの会社からリベートもらったりなんかしとるわけではございません。たまたま同志である議員から、こんなのあるんだよとって面談の中で教えていただいたので、これはおもしろいと思つて調べてみた結果でございます。そういった中でも、本市としてぜひ導入してはどうかと思つております。よくよく検討なりいろいろされて導入を図っていただければ幸いかなと思つています。

3点目ですね。3点目に、水を生かした取り組みということでございます。

これも平成22年11月議会にて質問した経緯がありますが、本市の名水を備蓄用飲料水としてペットボトル化をして導入を図つてはどうかと。そしてまた、この名水をPRし、販売化を図つてはどうかという点。

以上、3点について市長さんの御所見をお聞かせください。

○議長（遠山利美君）

1項目め、行財政改革についての3点の答弁を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

○企画部長（高田敏幸君）

それでは、江崎議員の1点目、行財政改革についての中でのPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）やレベニュー債の取り組みについての質問にお答えしたいと思います。

PPPは、議員御質問のとおり、官と民がパートナーを組んで事業を行うという新しい事業形態でございます。事業の企画段階から民間事業者等が参加し、設備を官が保有したまま、運営・管理についても民間ノウハウを活用するなど、より幅の広い範囲を民間に任せる手法でございます。地方自治体でもPPPの採用が広がる動きを見せております。

本市におきましては、大塚古墳公園の改修計画におきまして、岐阜高専と連携しながら、小学生や保育園児にアンケート調査を実施するとともに、地域住民を対象としたワークショップを開催し、公園管理につきましても地域との協働を目指すものでございまして、広義においては、PPPによる事業手法であると考えておりますが、平成26年度に整備をするものでございまして、まだ結果が出ておりません。

PPPによる事業整備の手法につきましては、個々の案件規模が小さく、期待される収益が低いほか、民間に移管された権限や裁量が極めて限定的であるなど、必ずしも民間事業者にとって魅力的なものとなっていないという課題もあるようでございます。

市におきましては、公共施設の指定管理者制度の導入について検討しているところでございますが、今後におきましても、公共サービスの民間委託などを含め、またPPPにつきましても、本市においてどういう事業に導入できるかということなど前向きに検討してまいりたいと考えております。

また、レベニュー債につきましては、事業目的ごとに債券を発行して、返済資金を事業収益や開

発利益で賄うものとして、下水道債券や公立病院債券などがあると理解をしておりますが、昨年6月に、茨城県環境事業団がレベニュー債で100億円の処分場建設費の償還資金を調達したというのが国内で初ということでございまして、自治体出資法人がレベニュー債を発行する事例も少ないことから、今後、制度の内容につきまして研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（遠山利美君）

2項目め、本巢市の防災についての質問の3点についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、防災につきましての3点の御質問にお答えを申し上げます。

まず、第1点目の本巢市の備蓄用食料品の品目と数量につきましてお答えを申し上げます。

備蓄用食料品の品目と数量につきましては、平成24年3月31日現在の備蓄予定といたしまして、乾パンが2,432食、アルファ米が7,100食、パンが1,872食、500ミリリットルのペットボトルの水が5,616本、クラッカーが1,190食でございます。なお、これら備蓄品の保存期間は5年というふうになっております。これは、大体備蓄品のおおよその目安というのは、根尾地域におきましては市民の4分の1の2日分、それ以外の南部地域におきましては、全市民の4分の1の方が1日対応できるようなということで備蓄を考えておるものでございまして、残りの同じ量を、それぞれ自主防災のほうでやっていこうというようなことを考えて、全体の4分の1を市として備蓄していこうということで計画で保存させていただいているものでございます。

また、現在、二つ目のお答えでございますけれども、災害備蓄用の保存パンということで、パンの缶詰を今導入いたしております。先ほど議場の中でこうして江崎議員のほうから本物を見せていただきましたけれども、今、市が導入いたしております缶詰のパンとか乾パンと比較いたしますと、大変扱いやすい形状で、軽く持ち運びやすいというようなことで、そしてまた御質問でもありましたように、使った後のごみの量も少ないというようなことで、非常食としても大変いいんじゃないだろうかというふうに思っております。

難点とは申しますと、これむき出しでございますので、今、防災用の備蓄はほとんど缶の中に入れて備蓄をしております。これは倉庫の中等にネズミとかいろんなものが入ったときにかじられてということありますので、これを購入した場合にも、多分、缶の中にこれを入れる形でやらないとネズミ等にかじられて、使うときにはかじられてない。もちろん点検等はいたしますけれども、そういったこともあります。そういう保存方法も少し考えなきゃなりませんけれども、非常食の私ども市が今導入しておるパンと同じように、このパンの導入につきましても検討してまいりたいというふうに思っております。

三つ目の水を備蓄用にしてはどうだろうかというお話でございます。

通常市販されております名水の賞味期限というのは、おおむね大体1年から2年程度というふうになっておりまして、これを備蓄用の飲料水として使用しよういたしますと、やっぱり3年から5年の賞味期限が必要になるということから、市販されておる名水というものは、なかなか備蓄用の飲

料水にはちょっと難しいんじゃないだろうかというふうに考えております。それぞれ備蓄用の水と
いいますと、そうじゃなくて特殊な処理をして、3年、5年もつような処理を施す水になります。
そうしますと、名水と言えるのかというのがまた問題になってまいりますので、市販されておる水
は、大体、名水と言われてるものは1年から2年ぐらいでなっておるという現状のようございま
して、ちょっと備蓄用には、このままではいけないんじゃないかというふうに思っております。

しかしながら、二つ目のところで御質問ございました名水を商品化するということにつきまして
は、現在、本巢市の商工会におきまして、特産品開発を進める中で、検討材料の一つということで
名水をやっていこうという動きが出てきておまして、今後、この水が商品化できるかどうか、商
工会とも連携しながら検討を進めてまいりたいというふうに思っております。ぜひ商品化に向けて
それができれば大変ありがたいと思っておりますし、本巢市の水ということで売り出すということも可
能になりますので、ぜひ具体化に向けて、商工会と連携しながら取り組んでまいりたいというふう
に思っております。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

江崎君。

○1 番（江崎達己君）

一応の御回答いただきありがとうございます。比較的、前向きな御回答いただいたというふう
に私なりに理解しました。

第1点目の行財政改革につきましては、やはりいろんな新しい手法だとか政策が出てきます。や
はり新しい政策等にアンテナをちょっと張っておいて、小さな本巢市ではありますが、そこで活用
できるものはどんどん活用して市政運営を図っていただければというふうに期待をしております。
また、議員として注目もしております。

2点目の本市の防災という点で、防災パン、ぜひ導入を図っていただければと思っております。

それから水につきまして、市長の言われるとおりです。前にも私も議会で質問しました。やはり
いろんな都市、本巢市は特に北から南まで山があり、川があり、平野があって水田地帯がありとい
うふうで、非常に地形の富んだ市でございます。その中で、山間地においてこういう名水がある
というのを活用したいという気持ちがいっぱいございます。それも、やはり本巢市の一つの活性化に
もつながるんじゃないかなど。雇用関係にもつながるんじゃないかと思っておりますので、名水をペット
ボトル化して備蓄用というのなかなか難しい点があります。そのままでは確かに無理だと思いま
す。加工して殺菌なんかをしないと無理だということも理解もしております。とはいえ、私は名水
をぜひPRして販売につなげていきたいなという気持ちいっぱいございますので、今後とも研究
を図り、導入を図れるのを期待してやみません。以上、質問を終わらせていただきます。ありが
うございました。

○議長（遠山利美君）

ここで暫時休憩します。昼からは午後1時に開会しますので、御参集ください。

○議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 鏑本規之君の発言を許します。

○2番（鏑本規之君）

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

通告の前に、この4月で退職される部長さん初め市の職員さんにおかれましては、市民に成りかわり、長いこと御苦労さまでしたということをお述べておきます。

そこから私の一般質問に移りたいと思っております。通告に従って順次やっていくつもりでありますので、よろしくお願いをいたします。

入札の件は去年の9月にもしたかと思っておりますけれども、こういう投書が私のところに来ました。その中身を読みますと、入札が行われる業者、それで落とす業者、それで落とす価格のことが書いてありました。当然予告でありますので、外れることもあろうかなとは思ってございましたけれども、万が一のこともありましたので、担当部長にその内容、この手紙をすべてお見せをいたしました。

それで、後はどうなるかなということで私なりに興味を持っておりましたところ、宣言どおりなのか、予測どおりなのか、業者がぴったりという価格で落札をされました。当然、その後でこういうものが出ますと、他の市町村においては、また岐阜県でもそうなんですけれども、調査委員会というものを設置をして、それでそういうことが本当にあったか否か、本当にこの入札は適正であったか否かということ調査した後に落札業者を設定するというふうになっております。聞くところによりますと、本巢市のところはどうかと聞いたところ、そういう調査委員会の設置もしなかったと。調べることなく、落札業者をそのまま設定をして決定をしましたということだったので、今回、こういう一般質問をさせていただくことになったわけです。

いただいた手紙は、資料としてそこに提示してあります。予定価格、設計価格等々いろんなことがあるかと思うんですけれども、入札業者、Aランクの入札業者というものが本巢市の中においては13社あるかと思うんですよね。13社の中で今回私が提示してあるのは、土木に関する仕事が14件、それから舗装に関する入札が4件、この1年間で約18個の入札が行われていると。その中において、特定の2業者が18本中10本落としてみえます。そしてその中で、本来、他県ではすぐに問題になるであろう最低制限価格というその価格がいっぱいのところでぴったしというのが10件のうち9件ありました。

このことについて私も不思議に思いましたので、いろいろな建設業界の人たちに、いろいろとお尋ねをいたしました。また、桑名のほうでもこういう問題がありましたので、そういうようなところにも電話でいろいろと聞いてみました。非常に最低制限価格をぴったり当てることは至難のわざ

であるというようなことを聞いております。けれども、この特定の2業者においては、18本中10本の落札の中で9本までが最低制限価格ぴったりで落とされております。

その中で、どういうふうでこういう形になるのかなということを踏まえて、この本巢市の入札に関するそれなりのルールがあるかと思っておりますので、そのルールをまず説明をしていただきたい。そして、そのルールはいつできて、また入札のほかのこともあろうかと思いますが、今の入札の状況、その他の説明をお願いいたします。

○議長（遠山利美君）

答弁を副市長に求めます。

副市長 青木一也君。

○副市長（青木一也君）

ただいま議員より入札のルール等についての説明をするよう求められたところでございます。

まず、本市の建設工事に係る入札につきましては、一般競争入札と指名競争入札の二つの方法により実施しております。

一般競争入札は、予定価格が1,000万円以上の工事を対象に、入札情報を公告して参加者を募り、条件を満たしたすべての参加申込者に入札に参加いただくことができます。また、指名競争入札は、予定価格が1,000万円未満の工事を対象とし、あらかじめ資格の審査を行い、入札資格を与えた入札参加資格者の中から業者選定を行い、入札に参加いただいております。

なお、市内業者の受注機会の確保を図るため、一般競争入札の場合は、参加資格を原則として市内に本店を有する業者との制限を設けており、また、指名競争入札の場合は、市内に本店を有する業者、次に市内に支店、営業所を有する業者を優先的に選定するよう配慮しているところでございます。

落札者につきましては、予定価格を上限に最低制限価格等の定めのあるものを除いて、原則として、最低の価格をもって応札をした者となります。予定価格は市長等が定め、130万円以上の工事は事前公表とし、その他の工事は事後公表としております。

最低制限価格制度につきましては、土木一式、解体工事を除くとび・土工・コンクリート、それから舗装、塗装、造園の今申し上げた土木5工種の、予定価格が1,000万円以上1億円未満の工事に限り適用されており、今年度は23の工事が該当しております。

また、1,000万円以上の土木5工種のうち総合評価方式によるものと、土木5工種以外の建設工事につきましては、低入札価格調査制度の対象となり、今年度は30の工事が該当しております。低入札価格調査制度につきましては、失格判断基準が下限価格となり、調査基準価格を下回り失格判断基準を上回った応札につきましては、工事を適正に履行することができるか否かについて審査を行い、適正な契約者を決定するものでございまして、今年度は低入札価格調査を7工事について実施しております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

鏝本君。

○2番（鏝本規之君）

今、ルールをお聞きしましたんですが、予定価格の設定は市長さんが決めるということでしたけれども、私の聞きたいのは、最低制限価格はだれが決めるのかということがまずお聞きをしたい。そして、それは何を基準にもって最低制限価格を決めておられるのか。それから最低基準価格を下回ると失格という形の今御説明がありましたけれども、失格にしなければいけない何か理由があるのか、それも含めてお聞きをいたします。

○議長（遠山利美君）

副市長 青木一也君。

○副市長（青木一也君）

それでは、まず最低制限価格をどうやって定めているかということについて御答弁させていただきます。

最低制限価格の対象工事は、先ほども御答弁を申し上げましたが、予定価格が1,000万円以上1億円未満の土木系の5工種が対象となっております。最低制限価格は、工事設計書の直接工事費の95%に共通仮設費の90%、現場管理費の60%及び一般管理費の30%を加算して算出をいたします。ただし、最低制限価格は予定価格の3分の2から85%までの範囲内と定めておまして、先ほど申し上げました算式により算出した金額がこの範囲を下回った場合には、予定価格の3分の2の価格が最低制限価格となりまして、また、上回った場合には、予定価格の85%の価格が最低制限価格となります。

なお、この算出根拠等につきましては、低入札価格調査制度の算出根拠を含めまして市のホームページに掲載をしており、市民の方や事業者の方々が確認できるようになっております。

また、この最低制限価格はだれが定めるのかということでございますけれども、これにつきましては、ただいま申し上げました計算式によりまして、総務課の契約担当の職員が、入札公告前の段階で、工事設計書の設計金額をもとに定められた積算方法に基づき、積算をしております。それで積算後は予定価格書とともに厳重に保管をしておるという状況でございます。

また、なぜ下回ると失格になるかということでございますけれども、これにつきましては、この本巢市の取り扱いといたしまして、この最低制限価格制度の運用として、その価格を下限として失格とするということできちんと要領で定めておりますので、そういう取り扱いとさせていただきます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

鏝本君。

○2番（鏝本規之君）

今、ルールのことをいろいろと聞いてはおるんですけども、最低制限価格は基本的には公表はされていない。公表されているものは予定価格のみだというふうに今聞いて、もし違ったら後で

言ってください。設計金額も公表されていないという中において、公表されているものは予定価格だけなんですよね。

そうすると、きょう皆さんにお配りした資料1の中にいろんな御指摘があるんですが、予定価格とそれから設計価格が同一でない場合、今の説明に従って計算をしていった場合、予定価格と設計金額が同一の場合であれば、最低制限価格を当てることはさほど難しいことではないけれども、予定価格と設計価格が同一でない場合は、最低制限価格を予測する、当てるということは非常に不可能だというふうに書かれている。冒頭にも言ったとおり、それがぴったりで当たることにおいて非常に不思議であるということが他の市町村の担当者も言っておられます。また私もそう思っております。

私自身もいろいろな業者にシミュレーションをさせて勉強もしてきました。設計価格がわかれば間違いなく今の逆算システム、要するに今のコンピューターのシステムで出てしまうんですね、もう間違いなく100発100中で当たります。ただし、予定金額と設計金額が違えば、ぴったり当たる確率は、13回13とおりの価格を設定して、初めてその中の一つが当たるぐらいの確率なんです。先ほど冒頭でも言ったとおり、18の入札において9個のぴったりになるから、これも不思議だなというところがあるんですね。

それから、答弁の中でお願いをしたんですけれども、どうして最低基準価格を下回ると失格になるのかということとはルールで決めてあるということですが、その最低基準価格よりも1,000円下回った業者を失格にしなければいけない理由が述べられていないような気がしますので、議長においてはいま一度その点の御説明をするように指導お願いをいたします。

○議長（遠山利美君）

副市長 青木一也君。

○副市長（青木一也君）

ただいま最低制限価格を1,000円下回った業者がなぜ失格となるのかという御質問でございますが、そもそも最低制限価格制度と申しますのは、何と申しますか、激しいダンピング受注競争といいますか、そういったものを防ぐために、業者の方がある程度適正な価格で工事ができるようなラインということで、その一定の計算式に基づいて最低制限価格を決めてやっていこうということでやっておるものでございまして、そこは一定の式で出た数字をもって、それを1,000円下回ったから1,000円ぐらいならいいんではないかということをおっしゃりたいかもしれないんですけれども、そこはもう数字で一定の線は引かざるを得ませんので、そのラインで1,000円でも下回ればそれはもう失格と、一律失格という取り扱いにさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

鏑本君。

○2番（鏑本規之君）

ルールでそのように制限価格を下回った入札においては失格ということだと思わなければならないけれども、私は1年間の間で18の今入札のことに對していろいろと調べておるんですけれども、そこに18の入札に對して約13のAランク業者が入札をしております。その13の業者の中で、最低入札価格を下回ったことのない業者は3社しかいません。あとの業者は、すべて最低入札価格で失格ということになっております。多い業者においては5回も失格になっている。この状況から判断するに於いて、適正な価格で適正に事業が行われるというための制限が最低制限価格ではないように思われるんですね。

ですから、先ほど質問したように何を根拠に於いて最低制限価格が決定されているのかということ。現状に於いては最低制限価格、本来、それだけびたつびたつと当たる可能性が少ない制限価格ぴったりの入札が、他県、他市と比べると非常に突出しているこの本巢市に於いて、その担当の長である副市長さんが何を、そういうことにおいて何を思っておられるのか。ルールがこういうルールだから仕方がないなと思っておるのか、ひとつその点もお聞きをいたします。

○議長（遠山利美君）

副市長 青木一也君。

○副市長（青木一也君）

本市の最低制限価格の算出方法につきましては、国等で用いておる算式を準拠いたしまして決定をしておるところでございます。

現状として、その最低制限価格同額での入札が本巢市割合としては多いという御指摘でございますけれども、これにつきましてはやはり各企業の、先ほども言いましたような、最低制限価格の算出方法は公開しておりますので、各業者がそれぞれの積算努力によりまして最低制限価格を積算されているのではないかと考えております。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鏝本君。

○2番（鏝本規之君）

ルールのほうから少し逸脱しましたので、次の下のほうに行つて、制限価格はどのようにして決められているかということと同じになってきましたので、そつちのほうに移りますけれども。

制限価格は、国のルールとか県のルール、その他もろもろで決めておられるということですが、冒頭にも述べたように、設計金額と、それから予定価格とが同一であれば、最低制限価格をぴったりに当てることはできるんですね。これはソフトさえ買つてくればだれでもできることなんです。数字を打ち込むだけですから、そう難しいことでは、私でもできると思っております。

けれども、予定価格と設計金額とがイコールではない場合は、その最低制限価格をぴったりに当てることは非常に不可能なんです。そのことが今、本巢市に於いては非常にたくさん、ぴったりぴったりが出るんですね。先ほどのルールの中で副市長さんは、企業の努力によつてそれを当てることができるということなんですけれども、少しぐらい間違いがあつてもそれはよかろうかと思う、

はっきり言うてね。ぴったりよりも下がったり上がったりする、計算の中で。けれども、特定の業者は何回入札を行っても最低制限を下回ったことはないんですよ。そして、本巢市が指定業者としておる残りの10の業者は、必ず失敗か何かがあって最低制限価格で失格になってるんですよ。

そういうことを踏まえて物事を考えてみると、この市民からいただいた最後の行に書いてある最低制限価格と予定価格がぴったりでない限り出ないということを踏まえたとするなら、予定価格は公表されているけれども、設計価格は公表されていないよと。逆に言うと、設計価格さえわかりさえすれば、最低制限価格はわかるということなんです。そのことを踏まえると、一番最後に書いてある本巢市役所内から情報が特定の業者に流れているのではないかという指摘に対して、どのように市長は答弁をされるのか。また、最低制限価格が、間違ってもそれは市の職員から漏れていると私も思いたくはない。けれども、ルールの中で一言説明がなかったように思われるので、間違ったら指摘してもらえれば結構なんです。入札をする中において、予定価格とそれから設計事務所の会社名が記載をされている。裏を返すと、設計会社において、電話をかけて設計金額幾らでしたかと聞けば、設計金額がわかるということもあるんですよ。何をもって、設計金額を公表してないのに設計事務所の公表をしなければいけないのかということも含めて答弁をお願いいたします。

○議長（遠山利美君）

副市長 青木一也君。

○副市長（青木一也君）

ただいま市民の方からの投書の中で、市役所内部から漏れているのではないかという記載があるということでございますけれども、職員に対しましては、常日ごろから、公務員倫理に基づき公平・公正に職務を遂行するとともに、また、決して疑惑を持たれることのないよう自覚を持って行動するよう、庁議等の場を通じて常に周知徹底を図っておりまして、断じてそのようなことはないものと考えております。

また、入札報告書に、なぜ設計事務所の記載があるのか、それによって聞き出すことも可能ではないかという御指摘でございますけれども、一般競争入札の参加資格といたしまして、その該当工事に係る設計業務等の受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないことということで、その設計業務の受託者とそういった資本的な面とか人事面の関係で関連がある建設業者はその工事の入札参加資格がないということにしておりますので、設計業務を外注している場合にはそれを知らしめないと、応札される業者さんが、自分がそれに該当するかどうか分からないということでございますので、入札公告書の中に設計業者を記載をしておるものでございます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

鏑本君。

○2番（鏑本規之君）

私の一般質問の中において、こういう情報が、手紙が来たよと。その中において質問もしており

ますけれども。私も、何も行政の中からこの情報が漏れているというふうには思いたくはないわけなんです。ですから、その疑惑を晴らすために、あえて入札をしているわけなんです。早い話、市民の代表として、市民の声の代弁者として、ここで発言をさせてもらっている中において、納税者の1人として言うなら、安い金額で、それは事業がなされていくことにおいて、何ら不平不満を言うことはないんですよ。

ただ、そのことが特定の業者にのみ便宜を図っているのではないかという、こういう文書が来たり、また、私のところはどういうわけか知りませんが、いろいろな人がよくいろんな話を持ってくるんですね。非常に忙しい事務所でございます。そういう中において、同業者の人からもいろんな指摘がある。だから、あえてやらなければいけないかと思ってやっているわけなんです。

ですから、疑って物事がかかれば切りがない。また、副市長さんにおいても、職員においてそんな不正があるなんてことは間違っても言えない。そんなことはわかり切って質問をしているわけなんです。ただし、このことがどのぐらい世間の、市民の方から、摩訶不思議なことじゃないんですかと。これだけびったりびったり当たるなんていうことはおかしいじゃないんですかと私自身に問われたときに、私が返答がしようがないから聞いてるんです。今の説明をとと求めても、どうしてびったりびったりがこんなにたくさん出るのかということの解明には何もつながらない。

それで、今の設計業者の名前を公表することにおいて、身内がそのところに、近くに務めておたらいけないだろうということで、設計事務所の名前を公表しておるといふふうにとれるんですけれども、本来、もし私が建設業の社長であるとするなら、設計会社に従業員を送り込んでいますよ。もしくは、悪いことかもしれませんが、何らかの過程で聞き出す段取りをしますよ、わかりさえすれば。それが企業努力なんですよ、社長たるものの。ええことか悪いことは別として。ですから、あえて公表する必要はないだろうと思って、あえて聞いたわけなんです。

それから、最低制限価格にしても、公表することによって、最低制限価格じゃない、もとい、制限価格よりも下回った業者を失格とすると言うけれども、今までにおいて入札を行ってきて、この1年間だけですよ、失礼かもしれませんが、副市長さん、あなたがそこに座ってからですよ。それ前は一遍もないんですよ。ただの一遍もない。この1年間だけ、どうしてこんなにふえてしまったかなど。このことにおける疑惑は、どこまでいってもぬぐうことができないんですね。ですから、そういうことをどこかで払拭しなければいけない。そういう誤解を招くような入札制度ではいけないかと思っておるわけなんです。

そこで、もうこれ以上の云々はしませんけれども、こういう疑惑を晴らすため、また、みずからそんなことはないよということ、それから世間からそういうことに思われないようにするために、この入札制度はいつ改革をされたのかと、それからもう1点は、新たにそれを見直して、何らかの方法でこの入札制度の見直しを図る意思があるのかをお伺いをいたします。

○議長（遠山利美君）

副市長 青木一也君。

○副市長（青木一也君）

現在の入札制度につきましては、順次、今まで一般競争入札の導入でございますとか、あるいは電子入札制度の導入、また予定価格の事前公表、そして平成21年4月からは今設けております最低制限価格制度の導入ということで、市としても入札制度の改善、あるいは透明化等に努めてきたところでございます。

入札制度につきましては、その適正化の基本となるべき事項を定めております公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律でございますとか、あるいはこの法律に基づいて国から運用指針が示されておりますので、今後ともこれらを踏まえながら、また透明性、競争性、公正性の確保を図っていくため、国やほかの地方公共団体の制度運用の状況でございますとか動向等も研究しながら、制度の適正な運用に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鏑本君。

○2番（鏑本規之君）

入札制度の見直しはしないということなんですか。今の現状のままでやられるということなのか、状況によって何らかの形で変えていくという方向なのかということがよくわかりません。

それから、今の現行の制度にしたのが21年度ということなんですけれども、21年からしばらくの間はそういうことがなかったという。それ前までは、最低制限価格を下回ったら失格ではなかったと思うんですね。余りにも低い場合は、調査委員会等を設けて、その価格で適正に工事ができるのか否かを調査をして、それでこの価格でできるとなれば、かなり低い金額でも業者と契約をしたかと思っております。

今回においては、先ほども何遍も言っておりますけれども、最低制限価格を設けたことによって、1,000円違うだけで失格にしてしまったという、もしそれを正しいとするなら、今までやってきた入札のやり方は間違ってたということになるかと思うんですけれども、副市長の考えをお聞きします。

○議長（遠山利美君）

副市長 青木一也君。

○副市長（青木一也君）

最低制限価格制度を導入いたしましたのは、業者さんに適正な施工体制の確保を図っていただくために、ダンピング受注の防止を図っていくという観点で導入をしたものでございます。

制度変更について考えないのかというお話でございますけれども、仮に最低制限価格を取っ払って昔のように戻したといたしましても、逆にさらなる低入札、ダンピングによる入札が助長される可能性も、増大する可能性があるというふうなことも考えられるかとは思っております。

いずれにいたしましても、先ほど申しましたように、入札に関する法律、あるいは指針に基づきまして、また国や他の公共団体の状況等もよく研究しながら制度の運用に努めてまいりたいと思っ

ておりますので、よろしく願いいたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

鏝本君。

○2番（鏝本規之君）

最低制限価格で失格にする云々、企業努力によって10の業者が最低制限価格を下回る価格で入札を何度も何度もやっている。それは、企業努力によって価格の設定よりもっと安い金額でできますよということの意思表示なんですね。もっと安い金額でやってもらえれば、当然、市民にとって不利になることは一つもない。

それから、本巢市においては当然それを調査する。ダンピングじゃないかとか、手抜き工事があるんじゃないかということは審査して、あれば当然指導する立場にあるわけですから、そういうことはないかと思っております。

入札制度においては、まだまだ考えることもあろうかと思えますけれども、これ以上追求をすると少し角が立ちますので、やめておきます。

ただ、いま一度言うておきますけれども、今のままでいくと、建設業界を脱退をして独自で物事をなそうとする業界の動きもあるんですね。そうすると、災害協定等のことも含めて非常に難しくなると思う。ですから、そういう人たちが納得のできるような入札の制度にするように、また市民の方たちが納得のできるような制度にするようにしていただくようお願いをして次の質問に変わります。

今度は教育、私は教育のことはさっぱり苦手なほうでございまして、非常に苦手なんでございませけれども、たまたま、また私の事務所はいろんな人が来まして、本巢保育園の建設に関しての材料とかその他もろもろにおいて、ちょっと御意見を申したいという人が見えたんですね。

その人の話を聞いてみますと、今の施工のままでは非常におかしいであろうと。子どもにとって非常に害のある材料を使われるおそれがあるというような指摘もありましたし、また、教育長においては今までどういうふうな考え方で教育をやってきたかなというようなことを私に質問されますので、私も答弁に非常に困りますので、教育長に、この4年間、教育長としてどういう思いで、この学校教育もろもろをやってきたのかということをお聞きをいたします。それから質問に移ります。

○議長（遠山利美君）

答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

そうしましたら、ただいま教育長としまして4年間どういう思いでということでございますので、答弁をさせていただきたいというふうに思います。

私、教育長に就任させていただきましてから4年間でございますが、これからの本巢市を担います賢くてたくましい子どもたち、この育成のために、特に学校と地域の教育力の向上、こういうこ

とを願ひまして務めさせていただいてきたところでございます。

まず、学校の教育力ということでございますが、子どもたちが将来社会の一員としての役割や、そして、その中で責任を担うことができるように、しっかりとした学力、それとともに、規範意識、他を思いやる心、さらに我慢する心、こういう自立・共存して生きていくことができる力をどの学校でも責任を持って指導することができるようにするために、まずゆとり教育、いわゆるゆとり教育と言われているわけですが、そこからの転換、さらに確かな学力と生きる力の育成を目指した国の教育の方向に対応できます教師の授業力ですが、そしてさらに専門性の育成に力を入れて、何はともあれ保護者、地域の方々から信頼される学校づくり、これに取り組んできたつもりでございます。

また、本巢市の教育の大きな課題でもございますが、児童数の減少が続きます北部の学校、逆に児童数の増加が進みます南部の学校、それぞれの学校での教育力維持のために、児童数が減少している北部の学校では、1人の教師が複数の学年を指導いたします複式学級という状況を避けるための人的配置を計画的に行わせていただきますとともに、増加が続きます南部の学校でございますが、きめの細かい教育を進めるための人的配置をさせていただき、市内全体の学力水準、この向上に努めてまいったつもりでございます。

さらに、市内の子どもたちが一堂に会しまして互いに学び合う児童会・生徒会サミットや、根尾のキャンプパークでございますが、この場を用ひまして南北の学校の交流の機会を積極的に導入することによって、本巢市の子どもたちの自主性と社会性、そしてさらには連帯感を育てる学校の教育力の向上に強化に努めてきたつもりでございます。

続きまして、地域の教育力についてでございますが、本巢市では、かねてより学校教育に対しまして地域の方々が大変御理解をいただいております、市内どの地域におきましても、あいさつ運動や登下校の見守り、そういうふれあい活動ですね、さらには安全指導、そして地域の学校での農業体験や職業指導、文化の伝承指導など、子どもたちの教育活動に大変熱心に御協力いただきたところでございます。

これら地域の方々の貴重なお知恵と経験を学校の教科の授業の中でも活用させていただき、子どもたちが地域の方々の支援、そして応援を感じながら勉強をする、その中で学力を身につけ自立・共存して生きていく力をつけることを願ひまして、教育ボランティア、この制度をスタートさせてまいりました。おかげさまで、本年度でございますけれども、100名を超えるの方々から御協力の申し入れをいただくことができまして、多くの地域の方々に教科授業のサポート、そして放課後、夏休みの補習授業、さらにはふるさと教育などの支援に当たっていただきまして、子どもたちに力をつけていただくことができました。

この教育ボランティアの方々のサポートを通しまして、学校の学びを支えていただきます地域の方々の輪が広がっていることを大変ありがたく感じているところでございます。

以上、学校と地域の教育力、この2点に焦点を当てまして、これまで考え取り組んでまいりましたことの一部を述べさせていただいたわけでございますけれども、私がずっと考えてまいりました

のは、学校と地域の方々一緒になって、これからの本巢市を担います子どもたちを育成する学校教育、この考えにつままして、4年間、御理解、御支援を賜ってまいりました議員の皆様方、並びに市民の皆様方に感謝を申し上げまして私の答弁にかえさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

鏑本君。

○2番（鏑本規之君）

今、教育長から、るる自分の考え方、これ今後の考え方にもつながるかと思うんですが、説明をいただきました。冒頭でも述べたように、私は学校のことは、自分があんまり学校に行きませんでしたので、学校のことはよくわかりませんが、幸か不幸か孫ができましたので、子どもの教育においては少し勉強しなければいけないかなという思いから今回の質問になったわけなんですけれども。

その中で、教育長の中で、子どもというのは、幼稚園か保育園に行って、小学校に行って、中学校、高校、大学と行くのかなという気はするんですが、私は途中で終わったような気がしますけれども。その中で、今、つくられようとしている、予算の中でもたくさんの予算が組まれている幼稚園、幼稚園かな、また西幼稚園というものの使われる建築材料において少し資料をいただいたんですけれども、これがよくわかりませんので、いま一度説明を、健康福祉部長で結構ですので、お願いいたします。

○議長（遠山利美君）

健康福祉部長 浅野 明君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

幼稚園、学校等に使用され、また、今後建設予定の幼稚園等の建設材料についてということで御質問をいただきました。この点について御説明したいと思います。

糸貫西幼稚園の改築につまましては、平成24年度に着工する計画をしております。建築につまましては、施設を利用する園児が、安全で安心して利用できるよう配慮した建物となるよう計画しております。

また、建設に使用する建築材料につまましては、現在建設中の本巢保育園と同様に、日本農林規格（JAS）で定められましたFフォースターの建築材料を使用し、また、化学物質の濃度の測定を行うことによりまして、健康面につまましても十分に配慮した計画としておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔2番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

鏑本君。

○2番（鏑本規之君）

今、英語でよくわからないんだけど、何とかフォースターというの、これ星四つのことかな、資

料でいただいたFの星四つという、これJAS規格の基準かと思っておるんですけども、この基準に従って材料を購入し、その材料に従って物事をなすというようなふうに解釈してよろしいですね。

それで、資料いただいた中には、その中から出る有害なものというのかな、そういうものが含まれているといけないから空気の検査もしますよというふうに思っておるんですけども、私のところに来た市民の方は、これでは非常にあいまいでいかんですよと。有害物質を包み込んで、ないものじゃないんですよと。中に100の有害物質があつて、それが出ないように、極端なこと言うと加工がしてあるんですよと。長年たつと、それがはがれると、100の物質が出てくるんですよと。そうすれば子どもに与える影響は大ですよということなんです。

それからもう一つ、そういうふうに加工作してあるものを現場で切り刻んだりすると、その設置面から有害なものが出ますよと。そういうものの措置はどのようにされているかという指摘なんですよね。それに対してどのような考えを持っておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（遠山利美君）

浅野君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

この使われる建材等、壁紙等もそうなんです、一応この日本農林規格のFフォスター、これFというのはホルムアルデヒドで、頭文字でFということが言われる、そういった基準でございますが、当然、この合板、あるいはこういった資材、接着材等につきましても、この基準をクリアしたものが使われたものを使用するということでございますので、当然、そういった圧着によつた合板等につきましても、基準をクリアした材料を使用するということにしております。

そういったことで、カットしたからそういったものが発散されるとかそういったことはないものというふうに理解しております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（遠山利美君）

鏑本君、あと時間がございませんので、簡潔に。

[2番議員挙手]

鏑本君。あと2分。

○2番（鏑本規之君）

指摘の中にトルエンというようなものもあるかと思うんですけど、トルエンなんていうのは私が若いころよくあれしたようなものかなというふうな気はしておるんですけども、これは非常に危険なものなんです、早い話。言葉悪いですけども、みんながこれをやった、もう最高のものという評価のものなんです。そのぐらい子どもにとっては非常に悪いものなんです。

そういうものをこうやって閉じ込めていくのには、それなりのまた物質があるみたいなんです。その物質をやることによって、その物質がまた悪い影響を与える。隣の国から来るものは非常にそういうものが多いということの指摘なんです。それを抑え込むためには、またほかの物質が出てくるという。

これ、いただいた資料では、6の種類のものに対しての測定をするということになっておられるけれども、それを抑え込むために物質が変わるものを出してしまうから、6種類ではいけませんと。13種類ぐらいの検査をするべきであるというふうに聞いておりますけれども、その用意はあるのか、お伺いいたします。

○議長（遠山利美君）

浅野君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

今、議員御指摘のように、有害物質というのは数多くございます。今回、この6項目という検査項目につきましては、文部科学省の学校環境衛生の基準ということで定められております。その6項目を選定して、測定をするということにしております。また、この測定機関等によりましても、最近の実施状況を見ますと、この6項目を検査しているということでございますので、そういったことから選定をさせていただいたということでございます。このほか、6項目以外に7項目ほど議員のおっしゃるようなございますが、選定についてはそういった形で選ばさせていただいたということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔2番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

最後ね、鏝本君、最後です、あと時間がございませんので。

○2番（鏝本規之君）

時間はまだある。ちゃんと見てやっておりますので結構でございます。

そういう環境を含めて、材料の環境も含めて、また地域の環境も含めてお伺いをいたします。

モレラの中には風俗営業の許可を得ているものが、学校の近く、幼稚園の近くでは、100メートル以内においては風俗営業を行ってはいけませんということになっておりますけれども、モレラには風俗営業が営業しております。どう考えても、今、建設予定地の西幼稚園から考えると、100メートルは離れていない。そういう環境において、そこに幼稚園を建設することにおけるお伺いをいたします。

○議長（遠山利美君）

ではもう最後の答弁。

健康福祉部長 浅野君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

西幼稚園の建設予定地における環境ということでございます。

この幼稚園の場所につきましては、東に隣接して大型商業施設モレラ岐阜が開業されたわけですが、以前より旧糸貫幼稚園、あるいは子どもセンターとして利用してきた場所でございます。糸貫地域にとりましては長年幼児施設として利用してきた思い出の深い場所であるわけでございます。現在でも比較的静観で、落ちついた状況であり、糸貫保育に対する環境としては適した場所というふうに考えております。

ただいま議員が御指摘になりました風営法によります100メートル云々という話がございましたが、これにつきましては岐阜県の公安委員会等に確認して、この場所を選定したということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○2番（鰐本規之君）

時間がないということですので、これで終わりますけれども。

行政においては、法に定められている中において物事をなすようにしていただきたい。今の答弁は取り締まるほうの判断であって、法に定められているほうの判断ではないと思っておりますので、また改めた場所でまたお伺いをいたします。以上。

○議長（遠山利美君）

大西議員が葬儀より戻られましたので、報告します。

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

ここで暫時休憩します。15分間休憩しますので、2時10分から再開しますので、よろしくお願ひします。

午後1時55分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 黒田芳弘君の発言を許します。

○3番（黒田芳弘君）

議席番号3、黒田芳弘でございます。

まずは冒頭に、藤原市政の新しい4年間の出発に当たり、大きな期待を込めまして御活躍を心より御祈念申し上げます。議長、発言許可のもと、私の質問を始めたいと思っております。

まず初めに、あの3.11、未曾有の大惨事となった東日本大震災から1年が過ぎました。当時、テレビから流れるあの目を疑うような鮮烈な映像を見て、一体何が起こったのかと深い衝撃を受けたことを思い出されます。1年が経過をいたしまして、さまざまな方面から報道特集がされておりますが、今も被災者の人たちは、瓦れきの山が近くにある状況で過ごしております。

目の前に瓦れきの山があったら、物理的にも精神的にも復興は進みません。国が安全指針を示しているながらも、放射能への不安からか、一部住民からの反対運動も報じられておりますが、地震震災直後、あれほど「がんばれ、東北。」を合い言葉に、日本じゅうが熱くなったあの日本国民の思いは一体どうなってしまったのか。今、日本人のきずなが本物かどうか問われております。ジャパンプライド、格好いい言葉かもしれませんが、日本人はかつて戦後の復興を瞬く間に果たし、世界を席卷した誇りを取り戻し、この国を立て直さなければなりません。それには、自分たちの地域が元気であること、それが東北復興へとつなぐことでもあります。

そんな思いを込めながら、通告してあります4点、13項目について、順次、質問をしていきます

ので、よろしく願いをいたします。

それでは、まず1点目、ごみの減量化についてであります。

近年、高度成長期に悪化した自然環境への危惧から、環境問題への関心が高まり、ごみの分別からリサイクルへと循環社会の構築が進んでおりますが、一方では香川県豊島や岐阜市椿洞での産廃不法投棄が大きな社会問題となったことは記憶に新しいところでございます。平成3年の再生資源利用促進法から、順次、各リサイクル法が制定されてきましたが、有料化に伴い、現在でも粗大ごみや電化製品などの不法投棄のニュースが後を絶ちません。

本市においても、リデュース、リユース、リサイクルの三つのRの実践で、ごみの減量化につなげ、循環社会の実現に取り組んでおりますが、これもどこか定着してしまった感があり、ごみの減量化への意識が少し薄らいできたようにも感じられます。

現在、被災地復興に当たって、瓦れき処理の受け入れ問題があります。これについては、さきに先輩議員が取り上げましたので多くは申し上げませんが、まずは自分たちのごみを減らすことも重要な課題であります。先進地の減量化策を当てはめると、まだまだ本市のごみも減らすことができるのではないかと考えます。

そこで、まず1項目めではありますが、本市においては、平成20年の秋からでありましたが、ごみ削減のため、レジ袋の有料化を市内の関係者に協力を呼びかけました。私も当時、市連Pの会長として要請をされまして、仲間とともに協力店舗の入り口でのぼりを持ってチラシを配布したことが思い出されますが、このレジ袋有料化実施による効果をどのように検証されているのか、お尋ねいたします。

○議長（遠山利美君）

答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 高橋卓郎君。

○市民環境部長（高橋卓郎君）

それでは、レジ袋有料化の効果の検証ということでお答えします。

平成20年9月から始まりましたレジ袋有料化の効果につきましては、西濃環境整備組合で処理した可燃物処理量で見ますと、平成20年度に年間3,901トンあったものが、平成21年度には3,888トンとなり、13トンの減、平成22年度は3,829トンで、平成21年度に比べ72トンの減となっておりますが、これすべてがレジ袋有料化によるものとは考えにくく、世帯数やレジ袋の辞退率等から推計いたしまして、年間3トンから4トンぐらいの減量ではないかと考えておりますが、この推計方法についても特に確立した方法があるわけではありませんので、予想値というか、参考値ということで御理解をいただきたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

レジ袋の有料化につきましては、平成20年の秋からということでありましたので、効果としては21年から見る事となりますが、私も今、答弁にあったのと同じように、西環への持ち込みを調べたんですが、21年からは年々減っております、一概に私もレジ袋云々とは言えませんが、ごみの減量化には一定の効果があったものと理解をしながら次の質問に移りたいと思います。

2項目め、可燃ごみを入れるごみ袋を、ごみとして出す紙袋を利用することで、ごみ袋の分を確実に減量化するというものであります。

そこで、まず資料1を見ていただきます。

これは広島市が出しております家庭ごみの出し方のパンフレットであります、注目していただきたいところは、月曜日と木曜日に指定されている可燃ごみのごみ袋を丈夫な紙袋としているところであります。広島市は人口115万の大都市であり、当然、排出されるごみの量も相当な量であり、少しでも減量化をするため、早くからこのような方法で対策に当たっております。こういった細かな取り組みにより、人口135万以上の都市65の中でも、ごみの量は松山市に次ぐ第2位であるとのことあります。減量化のための可燃ごみのごみ袋の紙化について見解を伺います。

○議長（遠山利美君）

市民環境部長 高橋卓郎君。

○市民環境部長（高橋卓郎君）

可燃ごみのごみ化の減量につきましては、御質問のとおり、市で販売しているごみ袋を使用せずにこの紙袋を利用することになると、紙袋を使用することによって市のごみ袋を使用しないということで一定の減量効果はあると思いますが、逆に、ごみの排出が無料になることによってごみの増量が心配されますとともに、ごみの有料化については、排出者に応分の負担をしていただくことを目的としておりますので、市といたしましては、今のところ可燃ごみのごみ袋の紙化については考えておりませんので、よろしく申し上げます。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

今、50円のごみ袋がなくなると、かえってごみがふえるのではないかという懸念から、効果の面を心配されて難しいといった内容であったかと思いますが、私もそういったことも想定されると思ひまして、なるほど正しい見解かなとも感じましたが、ぜひ、市民意識の向上をこれからやっていただいて、これもこれからの参考にしていただきたいと思っております。引き続き、このごみの減量化の執行のための啓蒙活動もしっかりと引き続きやっていただくことをお願いいたしまして、この質問については終わります。

3項目め、衣料資源化の拡大についてお尋ねをいたします。

現在、本市では、衣料（古着）につきましては、区別では粗大ごみ扱いとなっております。粗大ごみを出す場合は、袋に入るものは1枚400円の粗大ごみ袋、入らないものは、1人で持てるもの

は1枚400円のシール、1人で持てないものはそのシールが2枚必要となっております。この粗大ごみの中でも、古着については三つのRの中のリサイクルに十分当てはめることができるのではないかと考えます。

私は、古着につきましては、市民の方から問われますと、資源ごみとしてぜひPTAのほうへ出していただくようお願いをしております。衣類はたまるばかりなので本当は処分したいが、400円もかかるので、なかなか出せないという人が多いのではないかと思います。リサイクル推進のため、本庁舎及び糸貫、真正の各庁舎にある古紙回収ボックスとの併設や資源ごみとしてPTA回収、資源回収の紹介の呼びかけなど、無料で出せる方法を探り、この衣料の資源化拡大を図るべきと考えますがいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

市民環境部長 高橋卓郎君。

○市民環境部長（高橋卓郎君）

衣料の資源化につきましては、PTA等による集団回収において資源化が図られておりますが、市については、合併前の4町村の時代からいずれの町村においても取り組まれておりません。そのまま現在に至っておりますが、詳しい経緯についてはわかりませんが、今、議員御指摘のとおり、今後につきましては、PTA等による集団回収においての資源化を推進していくとともに、市での資源化についても調査検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

4項目め、次に生ごみの減量化について質問をいたします。

生ごみにつきましては、本市においても可燃ごみ扱いであり、知り合いの奥さんたちに聞いたところ、水を切っただけで軽くして出しているとのこととあります。

生ごみというものは、当然、毎日食べる野菜の切りくずや魚の頭や骨など、いわゆる残飯でありますので、それ自体を減らすことは難しく、堆肥化して利用することぐらいしか考えられないわけですが、堆肥といっても、農家や家庭菜園でもやっている家庭でないとならなければいけないので、なかなかそこまでは結びついていないのが現状ではないかと思います。

そこで、この生ごみについて調べてみますと、本市もさすがと申しますか、ちゃんと生ごみの減量化についても取り組んでおります。そこで、現在、行っているこの生ごみの処理機助成事業の実績についてお尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

市民環境部長 高橋卓郎君。

○市民環境部長（高橋卓郎君）

生ごみ処理機の補助金申請件数の実績につきましては、平成16年度が76件、平成17年度が50件、

平成18年度が41件、平成19年度が34件、平成20年度が27件、平成21年度が12件、平成22年度が10件、平成23年度が今現在7件となっております。合併から現在までの合計が257件でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

これにつきましては再質問をさせていただきます。

今の答弁によりますと、利用実績については大変少ない、また減少傾向にあることがわかりましたが、この助成事業につきましては、調べてみますと、購入金額の3分の1で上限が3万円となっておりますが、これから判断いたしますと、かなり高額なこの機器が予想されますが、どういった機器なのか、お尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

市民環境部長 高橋卓郎君。

○市民環境部長（高橋卓郎君）

この助成金交付要綱というものがあまして、その第4条に規定をしておるわけなんですけども、一つ目としては、電力を用い、微生物、培養基材等による分解方式の機器。それから二つ目としましては、温風乾燥方式等のもので、生ごみの堆肥化、減量化又は消滅を目的に製造された機器。それから三つ目として、ディスポーザー方式及び排水口接続式以外の機器ということで、一般的には家庭用の生ごみをリサイクルする機械ということで、1日8キロ前後を処理できる機械ということで、値段的には今年度の7件の平均をとりますと5万6,718円ですね、機器の購入費が。

最近では、インターネットで購入される方がたくさんおみえになりまして、7件ともたまたま同じ機種ですけども、高い金額ですと8万2,000円で購入されてみえる方がみえます一方、一番安いのは4万7,166円と、幅広い金額となっております、同じもので。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

次に移ります。

今の質問からしますと、現在の対象機器では高額なことがネックになっているのではないかと感じます。他の地域でも、このことや、どうしても夏場のおいぎつことや、堆肥の利用方法が原因で普及しない問題があったようであります。このようなことに対処するため、堆肥化のための製品が次々と開発されております。

例を挙げますと、EM菌で堆肥化するものや、手動生ごみ処理機、またミミズで堆肥化するセットなどありますが、ここでは資料の2を見ていただきながら、ダンボールコンポストを御紹介いたします。

これも広島市が23年度から補助制度の対象に追加をしたものでありますが、みかん箱程度の大きさの段ボール箱にピートモス、もみ殻くん炭を入れて、微生物の力で生ごみを分解するものであります。費用は1,000円程度の手軽なものでありまして、毎日投入しても3カ月間使用でき、毎日500グラムの生ごみが3カ月で40キログラムも処理でき、一、二カ月ほど熟成させれば堆肥ができるというすぐれものであります。

主な特徴といたしましては、においが少ない、低コストである、水分調整が簡単、場所をとらない、失敗が少ないといった利点があります。

あとは利用の問題であります。農家や家庭菜園をやっている人への提供を呼びかけることや、後の質問で取り上げます緑のカーテンの普及を成功させ、その肥料として利用すれば、まさに市長が熱く語られておりました最小の経費で最大の効果との思いにつながるいい提案だと思います。現在の助成事業にこのダンボールコンポストを加えてはどうか、お尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

市民環境部長 高橋卓郎君。

○市民環境部長（高橋卓郎君）

生ごみのダンボールコンポストにつきましては、家庭から発生する生ごみを家庭で土に返らせる方法として注目されておりますが、土壌改良材として使われているピートモスは枯渇資源で海外からの輸入品であることや、また、生産された堆肥の処分など、一考の余地があるようです。

また、本市でも5年ほど前に、5人ぐらいの女性の方に試験的にダンボールコンポストを行ってもらい検証しましたが、温度の低い地方では発酵しなかったことや、軒先で設置した場合は風雨等で段ボールがぬれ、箱が壊れてしまい後始末に苦労したということでしたので、市としましては、助成対象は電気式生ごみ処理機だけとしている経緯があります。しかしながら、ダンボールコンポストにつきましても、生ごみの減量化の一つの方法としては有効であることから、広報紙等による推進はしたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

六つ目に移ります。

P T Aのほうではその活動の一環として、資源回収をずっと続けておりまして、それで得たお金を運営資金に加え、毎年、事業予算を組んでいるところであります。

根尾小では古紙を中心にやっておりましたが、需要が多かった中国が、オリンピックや万博といった国家挙げての事業が終わり、その需要が減ったために古紙の単価が大幅に下がったことや、長引く景気低迷で、前は多かったチラシ類が大幅に減少したことから、予算の3分の1程度にしかならなかった年もあり、3年前からはその対策といたしましてアルミ缶や古着までも回収品目に加え、体育館のそばに回収所を年じゅう常設しながらやっているほど、P T Aの運営資金確保に大変な苦

労をしている現実があります。

毎年、子どものいない家庭まで呼びかけお願いをしておりますが、PTA単位でできることは限られておまして、なかなか浸透できるまでには至っておりません。PTAでは、年度ごとの綿密な事業予定を既に立てておまして、資源回収の日時も決まっております。PTAの資源回収を広報すれば、先ほどの古着の資源化利用も拡大でき、ごみ減量化のリサイクル面の向上とPTA運営を助けることにもつながります。PTA資源回収の広報的な協力を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（遠山利美君）

市民環境部長 高橋卓郎君。

○市民環境部長（高橋卓郎君）

現在、PTA等で実施していただいております資源回収につきましては、市としましても、ごみの減量化の一環であるにとらえており、積極的に協力したいと考えておりますので、年間計画の広報につきましても、学校教育課を通じて調整を行い、広報紙等にごみの減量化推進の広報文とともに掲載できるようにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

二つ目に移ります。

B級グルメのまちおこしについてでございます。

私は、旅行が唯一の楽しみでありまして、今でも嫌がる子どもや仲間を連れ立っているんなどころへ出かけます。そのお出かけの中で一番の楽しみは、やはり食べることであります。出かけた先々で、自分がいつも食べているものとは違うその地しかないような珍しいもの、特徴的なものを食することが一つのブームにもなっていて、じゃらんや〇〇ウォーカーといった全国誌や地元のローカル誌など、さまざまなグルメ雑誌が出版をされております。

近年のデフレ傾向からか何千円もするものではなく、地域の伝統的なものや地元の食材を生かした気軽に食べられる数百円程度のものを研究開発して、イベント会場やサービスエリア、道の駅などで御当地グルメとして盛んに宣伝販売をしております。これがB級グルメと呼ぶものであります。

県内の状況を私なりにまとめてみますと、各務原市がキムチなべ、郡上市が奥美濃カレーと鶏ちゃん、早くからB-1グランプリに出場しており、その料理もあちこちでよく見かけます。各務原市ではその取り組みがNHKドラマの「恋するキムチ」になり、テレビ放映までされたほどであります。郡上市では東海北陸道の全線開通に合わせ積極的に取り組み、2009年にはB-1グランプリの地域版とも言える「食の祭典 in ぎふ郡上」として開催をいたしまして、昨年まで3回続けられております。私も第1回大会に行ってきましたが、全国各地から有名なB級グルメも集まり、県内からの参加もたくさんあり、大変なにぎわいでありました。本市においても、昨年、モレラ岐阜

で、東北の復興支援も兼ねて東北のB級グルメが幾つか集まり催されておりました。

また、鉾山のまちとして栄えた飛騨市神岡町では、まちおこしとして労働者から広がった同町名物のホルモン料理、とんちやんを観光客の誘致と地域活性化への起爆剤にしようと、町内で営業する6店と観光協会などが神岡とんちやん研究会を設立し、紹介マップなども作成し、イベント企画やPRに取り組んでおります。

本市においては、東海環状自動車道の開通を間近に控えておりますが、食というものに対して本巣市はこれだと思いがたつものや他の地域の人に紹介できるものはありません。高速道路の開通は本市にとってまたとない大きなチャンスであります。このチャンスを逃さないため、人を呼び込む目玉商品として食の開発が必要だと思います。

そこで、まず1項目めでございますが、このB級グルメによるまちおこしについて、行政としての考え方や市域の状況をあわせて伺いいたします。

○議長（遠山利美君）

産業建設部長 坂井嘉徳君。

○産業建設部長（坂井嘉徳君）

それでは、2点目のB級グルメによるまちおこしについての1点目、答弁をさせていただきたいと思っております。

行政の考え方と市域の現状というか状況についてでございます。

議員が御質問された中に、近年のB級グルメ、これによるまちおこしが非常に数多く出てまいっておりますし、また一つのブームというようなとらえ方をされております。こうした中で、本巣市としましても、食によるまちおこしは大変重要なテーマの一つであるというふうに考えております。

御存じのように、本巣市内には多くの特産物が存在しております。根尾地域には、根尾の産物を生かした商品をつくり販売をするという目的でできました株式会社うすずみ特産、こういう会社も現実的にはございます。ほかの地域においてもカキを利用した商品などが数多くできております。依然として、地域を代表する商品として、市民あるいは他地域にも認知をされておるといふ状況ではないというのが現状でございます。

議員御指摘のグルメとして大きく生かされている現状ではないということでございますが、市内の一部には、近年、文殊ニュートンを素材にした焼き肉、豚丼、また織部をテーマとした織部そば、織部餃子などが複数出てまいっております。こうした市内の多くの民間の考え方を取り入れるとともに、現在、本巣市が地域を元気にする政策の一つとして本巣商工会に対する補助事業を進めております。御存じのように、特産品開発ということでお願いをしておるもので、調査研究を23年度から進めておるといふような現状になっております。今後はそういうものから発掘されたもの、こういうものを含めて地域の発展につなげていくような形で努力してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく伺いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

二つ目に移ります。

まず、資料の3を見ていただきます。

B-1グランプリについて簡単に御説明いたしますと、正式名称はB級ご当地グルメの祭典「B-1グランプリ」であり、日本全国の自慢の料理が提供されます。

しかし、料理を売ること自体を目的としているのではなく、料理を通じて地域をPRすることで、1人でも多くのお客さんに現地に足を運んでもらうという地域活性化を目的としたまちおこしイベントであります。平成18年に第1回が青森県八戸で開催され、昨年は第6回が兵庫県姫路市で開催されました。

資料4では、これに参加するための団体、愛Bリーグ加盟団体の近隣の状況を載せてありますが、岐阜県からも各務原市と郡上市が加盟をしています。

資料の5に移りますと、この経済効果を載せてあります。

昨年の第6回の姫路市についてであります。11月12、13日の期間中だけでも、県内への経済効果は約40億7,000万円であったと発表されております。その主な内訳は、来場者の宿泊費が2億4,800万円、交通費が16億4,200万円、土産物購入費4億6,400万円などです。

また、その下にあるよう第1回、第2回と連続してゴールドグランプリとなった富士宮やきそばの場合、平成13年以降の9年間の経済効果が実に439億円にも上るとしてあります。

このように、成功すれば多大な効果が期待できるB級グルメ、高速道路開通を控えた大きなチャンスを作るため、地域活性化のまちおこしにつなぐよう、まずは愛Bリーグへの加盟、そしてさらにはB-1グランプリ開催といった大きな目標を掲げ、行政や商工会、観光協会、地域の飲食店が連携をし、チームを編成するなどして、B級グルメの研究・開発に努めてはどうか、お伺いをいたします。

○議長（遠山利美君）

産業建設部長 坂井嘉徳君。

○産業建設部長（坂井嘉徳君）

それでは、2点目の愛Bリーグへの加盟からB-1グランプリ出場を目標に行政、関係団体、飲食店が連携し、B級グルメの研究・開発に努めることについて御答弁をさせていただきます。

議員が申されたとおり東海環状自動車の開通、これにつきましては、本巣市としましても地域活性化の大きなチャンスであるということは間違いございません。地域発展への政策を進めるには大切な時期でございます。特に食についても重要な地域活性化の一つであるということは、十分認識をしております。

議員御指摘の愛Bリーグへの加盟でございますが、現段階においては、本巣市としましても特産品への開発途上、そのような状況でございます。また地域を挙げての特産品の開発には至っていないということから、愛Bリーグへの加盟に向けては時期尚早というような考え方をしております。

しかしながら、本巢市商工会が中心となり、民間活力を取り入れた特産品開発を進める過程において、加盟が必要な時期と判断した場合、こういう場合におきましては、行政と市民が一体となる市民協働として加盟の是非について検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

B-1 グランプリ出場を目標に行政、関係団体、市内飲食店などがB級グルメの研究・開発に取り組むことは、明確な目標を定めることができ、開発にかかわる意欲を奮い立たせるには絶好の機会というふうにとらえております。今後は、特産品を開発する上においても、B-1 グランプリなどへの出場を含め検討を進めてまいりますので、よろしくお願いたします。

〔3 番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3 番（黒田芳弘君）

3 点目、多面的な効果が期待できる温暖化対策について質問いたします。

近年、地球環境の問題が世界的規模で叫ばれ、日本においても環境破壊や温暖化対策、CO₂削減といった環境問題について議論され、環境保全の機運が高まってまいりました。

そんな中、昨年の福島原発事故により、改めて原子力の恐ろしさを知らされることとなり、また電力不足への懸念から、さまざまな形で節電に取り組んできました。原子力が日本の電力の約29%を占めておりまして、原発がとまると日本じゅうが真っ暗になるぐらいのことが言われてきましたが、いざとまっても、ろうそくを使うこともなく暮らせておりまして、一体何だったということを感じる方も多いかもかもしれません。しかしながら、温暖化対策や節電推進には引き続き積極的な取り組みが私たちに与えられた大切な課題であります。

そこで、まず1 項目めであります。

緑のカーテンについてであります。これにつきましては6 年も前の平成18年9 月議会で、苗の配布などで市域への普及を提案いたしましたが、ずっと横を向いたままで、行政の腰は重く、一向に動く気配はございませんでした。仕方がないので、私はPTA時代の平成20年にPTAの親子活動で親子でエコについて考え、少しでも浸透できればと呼びかけ、小・中12校で一斉にスタートし、現在まで続けられております。それもあってか、以降、少しずつではありますが、あちらこちらで見かけるようになりました。

昨年、真正分庁舎のほうで職員有志で行った緑のカーテンを新聞記事で拝見をいたしましたが、電力の利用抑制を受け、パフォーマンス的に慌ててやったようにしか私には見えませんでした。長く続くことを祈っていたところ、今度は新年度予算にまで堂々と計上してきました。説明資料の中で大体のことはわかりましたが、予算との兼ね合いから、その規模や市民へのPR方法など、もう少し詳しい内容についてお聞きいたします。

○議長（遠山利美君）

市民環境部長 高橋卓郎君。

○市民環境部長（高橋卓郎君）

それでは、緑のカーテン設置事業につきましてお答えします。

緑のカーテン設置事業につきましては、本庁舎が高さ3メートルの幅14メートルで面積が42平米、根尾分庁舎が高さ3メートルの幅16メートルで面積が48平米、糸貫分庁舎が高さ3メートルの幅8メートルで面積が24平米、真正分庁舎が高さ3メートルの幅20メートルと高さ8メートルの幅20メートルで面積が220平米で、庁舎全体としまして、延長が78メートルの面積が334平米になります。

次に、購入資材についてですが、誘引用ネットが13巻き、プランターが114個、散水用ホースが5巻き、水やりタイマーが5個、苗としてゴーヤや西洋アサガオの苗を300株を予定をしております。

なお、設置作業等につきましては、政策研究グループのメンバーを中心に若手職員のボランティアで行い、5月中旬ごろから10月中旬ごろまで実施したいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

感想だけ申し上げます。率直に申し上げますと、行政がやると、こんなやり方になるかというのが実感でございます。私どもがPTAで始めたときは、1校当たり1万5,000円の予算でやりました。それでも1校当たり1教室に設置ができて、初期の費用としては、プランターとネットとゴーヤの苗だけで、あとの細々したものや両わきをとめる棒などは家などから持ち寄り、何よりも自主性というものがございました。こういったものは気持ちがこもっていないと、なかなか市民の方には通じないのではないかと心配をしながら、成功を祈ってこの質問については終わりにしたいと思います。

2項目めに移ります。

パッションフルーツを活用した官民一体の取り組みであります。まず、パッションフルーツとはブラジルが原産国であり、和名をクダモノトケイソウと呼び、慢性多年草であります。

その特徴につきまして、資料の6を見ていただきながら説明いたしますと、生育が早い、花が美しい、食べておいしい、ハーブの効果がある、害虫に強く消毒が要らない、強い生命力といったすぐれた特徴がございます。

県内では、関市中之保の関むぎパッションフルーツ組合が数年前から手がけ、現在では本州最大規模の露地栽培地にまでなっております。地域活性化と休耕地の活用を目的に取り組んでいるものでありまして、果実はもとより、ゼリーやジェラート、ジュース、フルーツティーなどの加工品販売に至るまで成長し、これにつきましては記事を見た方もみえると思いますが、ちょうどこの質問書を作成している最中の3月4日の記事でございましたが、今度はパッションフルーツの緑のカーテン用の栽培キット販売のニュースが載っております。

私もこの緑のカーテンについては、自分で言った手前、平成20年からみずからも緑のカーテンやっておりますが、最初の2年間はゴーヤでやりました。やりましたが、何かおもしろみに欠け飽き

てしまい、2年前からはパッションフルーツの苗を取り寄せ、花が咲き、実をつけ、大きくなるのを楽しみにしながら続けております。何せ素人でございますので、まだまだ実を食べるところまでにはたどり着けていませんが、実に楽しいものであります。

この植物は、生命力が強く、シーズンが終わってからも室内に入れ4℃以上に保つと苗は翌年も続けて使えますので、経済的にも助かるすぐれものであります。根尾中学校でもこれで緑のカーテンをやっておりますし、最近聞いた話でございますが、根尾地域でも何人かの人がこのパッションフルーツを育てているということでもあります。

先ほどゴーヤということでありましたが、ゴーヤでは少し時代おくれで、話題性にも乏しい感がございます。パッションフルーツの緑のカーテンを広く普及できれば、温暖化対策だけではなく、栽培は農業振興、加工を例えばどんぐり村で行えば社会福祉に役立ち、加工品販売できるまでに至れば、まちおこしにもつながります。これも最小の経費で最大の効果を目指す目玉施策となるのではないかと思いますがいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

副市長 青木一也君。

○副市長（青木一也君）

それでは、パッションフルーツを活用した官民一体の取り組みにつきまして御答弁させていただきます。

パッションフルーツは、議員からも御紹介ございましたとおり、中南米のほうが原産国でございます。国内では沖縄県や九州の南部のほうを中心に栽培をされておりましたけれども、近年では岐阜県を初め各地でも栽培が盛んになっておるようでございます。

岐阜県では、関市内に露地栽培では最大規模の農場があるということもございますし、また、近隣では揖斐川町の坂内地域で、平成14年ごろに国の補助事業を取り入れて、パッションフルーツの特産品づくりが進められておると伺っております。

パッションフルーツは、霜がおりるころには枯れてしまいますので、暖かい室内で親木を管理する必要はございますが、栽培方法も比較的容易で成長速度も速いということで、年2回、果実も収穫できるということのほか、適切な管理を行えば、5メートル以上つるが伸びて、葉っぱで茂るということで、議員もこれを活用して緑のカーテンをやっておられるということもございますけれども、そういった活用ができるものでございます。

ただいまパッションフルーツを活用した地球温暖化対策でございますとか、特産品としての栽培を進めてはどうかという御提案でございますけれども、市といたしましても来年度その緑のカーテン事業に取り組みますので、その中の苗の種類としてこのパッションフルーツの活用を検討してまいりたいと思っておりますし、また試験栽培も進めるなど、その効果等を検証しながら官民一体となった取り組みを検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

4点目、北部地域の活性化について質問いたします。

北部地域の過疎化とそれにかかわる諸問題につきましては改めて申し上げることもございませんが、それに代表されます学校だけを見ても、新年度からは、根尾小、外山小とともに、新6年生は6人ずつと大幅に減少いたしまして、以下は1けたで、さらに複式学級が進行し、もうぎりぎりのところまで来ており心配事が絶えません。

こんな思いに、藤原市長は正面からまじめに答えてくれており、決しておだてるわけではございませんが、市長選においても、片隅で聞いておりますと、南北の地域間格差是正には熱い思いを語っておられましたし、先般の所信表明でも、北部地域の活性化や過疎対策について力を込めておられました。

新年度予算を見ますと、これに対する施策として、地域おこし協力隊、田舎暮らし体験ツアー、移住・定住補助が三つの柱として計上されており、大いに期待が高まるものでございます。

そこで、まず一つ目でございますが、このそれぞれの事業について記載されていない内容など、もう少し詳しい内容をお聞かせ願います。

○議長（遠山利美君）

企画部長 高田敏幸君。

○企画部長（高田敏幸君）

それでは、4点目の北部地域の活性化につきまして、新年度予算に計上いたしました地域おこし協力隊等の移住・定住施策の各事業につきまして御回答をさせていただきます。

まず、地域おこし協力隊につきましては、総務省支援の事業でございます。3大都市圏を初めとする都市圏の住民が、おおむね1年以上3年程度、住民票を移動し、地域に生活しながら、コミュニティ活動への参加や農林業への従事、あるいは都市との交流事業、生活支援事業など、地域の維持・強化に係る活動を行うものでございまして、過疎地域や振興山村などの指定地域におきましては、隊員1人当たり350万円を上限に特別交付税の財政措置がございます。

本県市におきましては、市のホームページや国の移住交流推進機構などの協力を得ながら5月ごろ協力隊員2名を募集しまして、委嘱し、7月から根尾地域に配置するものでございまして、地域活動への参加や農林業への従事、地域資源の発掘・調査、廃校舎・空き家の活用など、移住・定住の促進に係る活動をしていただくものでございます。

次に、淡墨桜の里・田舎暮らし体験ツアーにつきましては、根尾地域の民家に宿泊し、農業体験などを通して田舎暮らしを体験していただきます1泊2日の農業体験ツアーでございまして、今年度におきましては5家族を募集し、23家族の方から応募があり、昨年10月1日、2日に実施いたしました。

新年度におきましては、1泊2日の体験ツアーに加え、夏休みの期間中に日帰り体験ツアーも実施をし、本市の魅力を体感していただき、移住・定住を促進するものでございます。

また、移住・定住補助事業につきましては、本市の北部地域に移住・定住しやすい助成制度を新たに設けることによりまして、移住・定住の促進を図り、限界集落の解消や小・中学校の複式学級の解消など、地域活力の向上を図るものでございます。

具体的には、本巢トンネル以北を補助対象区域といたしまして、対象区域以外から対象区域へ転入、再転入または転居された方で、住宅を新築または購入による取得経費の10分の1、新築・建て売り住宅の購入につきましては限度額を100万円、中古住宅の購入につきましては限度額50万円を補助するものでございます。また、民間の住宅を賃貸した場合、住宅手当相当額を控除した家賃月額額の2分の1、月限度額1万5,000円を3年間補助するものでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

これについては再質問をしたいと思います。3点お伺いいたします。

まず、地域おこし協力隊についてであります。これは隊員を5月に募集し、7月に採用とありますが、応募がなかった時点でこの事業は成り立たなくなってしまう可能性があります。この点についてはいかがか。

それに加え、この業務に当たるには、その経験や知識がないと、長い期間でありますので、これ総務省がやることでありますので、単なる雇用目的で終わってしまうのではないかと懸念がございますが、どうなのか。

そしてもう1点は、昨年秋、今、田舎暮らし体験が行われたということもありましたが、もう少しその結果、内容などをお聞かせいただければ幸いです。いかがでしょうか。

○議長（遠山利美君）

企画部長 高田敏幸君。

○企画部長（高田敏幸君）

再質問の3点でございますが、まず一つ、地域おこしの協力隊員の応募がなかった場合どうするのかということでございますが、我々、今、全国的にもこういったところを調べてみましても、まずそういったことはなかったということで心配はしておりませんが、先ほども言いましたように、募集につきましては、市のホームページとか総務省の外郭団体の移住交流推進機構、こういったところとか、また県のホームページ、あるいは新聞等々で募集をかけてまいりますので、そういうことではないと思いますが、なかった場合につきましても、また再募集をかけて応募していただくまで頑張りたいというふうに思っております。

それから2点目の募集隊員の経験や知識は必要かということでございますが、募集対象者の条件としましては、住民票をまず移すことができること、年齢はおおむね二十歳から40歳まで、あるいは普通自動車免許を有して、パソコンやインターネットの知識があつて、心身とも健康で地域おこし活動に情熱を持っている方ということにしております。特に、選考につきましては面接を予定し

ておりまして、特に隊員としての経験とか知識を求めているものではございません。

それから、昨年の田舎暮らしの体験はどうだったかということでございますが、10月に実施いたしました体験ツアーにつきましては、市のホームページや新聞社への記事投稿、あるいは名古屋市周辺の情報紙への広報などによりまして応募いたしました。その結果、5家族の募集に対しまして、県内から9件、愛知県11件、三重県、富山県、東京都から各1件、計23件の応募がございまして、ツアーの参加につきましては、前日急なキャンセルもありまして、4家族12人の方が参加をされました。事業終了後のアンケート調査におきましては、体験ツアーには大変満足したという意見が100%でございまして、3年以内を目安として、この地域に移住・定住を検討したいという御意見とか、現在の移住地を行ったり来たりする生活を検討したい、そういった御意見がございました。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

2項目めに移ります。

冒頭に申し上げました北部地域活性化に基づく柱となるこの三つの事業や観光施策などが成功いたしましたして、早期の効果発揮に大きな期待を寄せるところでございますが、これらがそれぞればらばらにやってもなかなか目的は達成されないと思います。そのためには、これらの事業をどうやって連携させていくのか、お尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

企画部長 高田敏幸君。

○企画部長（高田敏幸君）

各事業をどう連携して効果を発揮させていくのかということでございますが、今年度を実施いたしました田舎暮らし体験ツアーの参加者の意見とか、あるいは県主催によりまして、昨年7月に名古屋市の中日ビルで開催されました「ぎふふるさと暮らし・名古屋月例相談会・本巣市の日」の参加者の意見におきましても、移住・定住したいとするニーズはたくさんございますが、仕事や住環境、地域のしきたりなどの生活環境に対する不安があるのが現状でございます。

このため、地域おこし協力隊によりまして、今年度に調査をいたしました空き家調査による情報や移住・定住のための助成制度の紹介、あるいは生活情報の提供、あるいは体験ツアーの企画などを実施していただきまして、移住・定住希望者の要望や不安に対して、よりきめ細やかな情報の提供や電話等での問い合わせに対応するためのワンストップの窓口として、情報提供、あるいはサービスの提供を行い、本巣トンネル以北の移住・定住につなげていきたいというふうに考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

3項目めに移ります。

最後、市長に答弁を願います。

この質問の冒頭に申しあげましたよう、市長は今議会の開会に当たり、新年度予算や議案についての所信表明の中でも、北部地域の活性化や過疎化について市長の熱意も十分に伝わり、それは予算編成にも積極的な形であらわれていると私は評価をしております。

しかしながら一方では、短期的なパフォーマンス事業に終わってしまわないかという懸念もございます。託された新しい4年の任期、市長は北部地域についてどのような思いで取り組まれるのか、夢と希望が膨らむようなメッセージをお願いいたします。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、北部地域の活性化について、今後4年間どういうふうに取り組んでいくかということについての御質問にお答えを申し上げたいと思います。

先ほど来、黒田議員のほうからお話がございますように、所信表明でも述べさせていただきまして、この北部地域への取り組み、基本的に今後どうしていくかということも所信表明でも述べさせていただいております。これについては決して軽い気持ちで云々じゃなくて、これからこの本巢市として、これからも一体的に、そして連携を持ちながら発展していく、そのためにはどうしても南も北も同じような形でやっぱりやっていくことが必要だという強い信念を持っております。そのために今回、この北部地域のほうにおきましても、このための施策を打ち出して、これからも引き続き、この本巢市に住んでよかった、ずっと住みたいというような気持ちを持っていただけるようなそういうまちにしていきたいなということで取り組まさせていくというその決意も述べさせていただいたところでございます。

この北部地域の状況は、所信表明でも述べておりますのでまたちょっとダブるかわかりませんが、合併をいたしまして8年経過いたしましたけども、この間に大変北のほうがどんどんと人口の減少が続いてきております。65歳以上の高齢者が50%以上の限界集落というのも今は既にもう15地区ほど出てきておりますし、また先ほど黒田議員のほうからもお話ございましたように、根尾小学校がこの次の24年の新年度からはすべての学級が複式学級化になるというようなことも出ております。また外山小学校におきましても複式学級が進んでくるというふうなことで、大変こういう少子高齢化の波がもろにこの本巢市の北部地域に来ておるということでございます。

こうした少子高齢化というのは日本全国の話でございますので、こういうものには、いずれどここの地域も少子高齢化の波からは逃げられない状況になってくると思うんですけども、ただ私ども、こうした人口の減少がどんどんと北部地域で進むということは、この本巢市、86%がこの北部地域の山の地域でございます。やはり市の土地の86%の地域が、これから人口減少で荒れていくというのはもう大変なことでもございます。森林の荒廃、また耕作放棄地の増加というようなことで、本

当にここに生まれ、ここで育ってきた方々、いわゆる先人からずっと受け継がれてきたこういった自然豊かなふるさとが本当に消えていってしまう。本当にそういう最大の私は危機に陥る懸念を持っております。そのためにも、やはりこれからもこの地域に人が住み、そして人が生き生きと暮らせるという生活の基盤をしっかりとやっぱり確保してやるということが、やはり市政のトップとして与えられた課題でもあり、またこれは宿命でもあるというふうに思っておりますし、また使命でもあるというふうに思っております。

そういったことで、これからこの北部地域をいかに活力を維持させていくかということが本当に求められている。そういうことで、先ほど来、企画部長のほうからもお答えいたしましたような、新年度におきまして新たな移住・定住対策というものにも着手をさせていただいて、これからしっかりと取り組んでいこうというふうに思っております。

ただ、先ほど議員のほうからもお話ちょっと出ておりましたけども、こういうことをやって、すぐに即効策として、効果がすぐに目に見える形で出るかと言われると、なかなかそういうものについての懸念も持っております。そういったものをとらえてパフォーマンスというふうにとられるのは大変心外でもありますし、またそんなことじゃなくて、結果としてならなかったというようなこともあるかもしれませんが、私の本心は、どうしてもこの地域をこれからも守り、そしてこの地域を一体的に、南部地域と同じように一体的にしっかりとしたまちにしていかなきゃいけないという、そういう強い信念を持っておるところでもございます。

先ほど午前中のところで、鶴飼議員からもこの件の過疎地の対策云々というところでお話もございました。そういったこと、そのときにもお答えもさせていただいております。移住・定住対策にあわせて、ここにいろんな形でいわゆる人が来ていただいて交流するような、人が集まり交流する場、機会というのをやっぱりあわせてつくり上げていくということが大事でございまして、特に観光振興等々を含めて取り組んでいかなければならないというふうに思っておりますし、またそのときに鶴飼議員からいろいろ御提案もございました高齢者の施設等の建設等も含めて、やはりあの地域に働く場、そしてまた交流する場というのをどんどんふやしていく。そういうことにもこれから力を尽くしていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、御答弁申し上げましたように、この地域は4町村合併して一つの市になったわけでございます。これからも南北という関係なく、市民がみんな、北も南も手を携えて一つのまちとして協調・連帯の中で生活できるようなそういうまちにこれからも一生懸命取り組んでまいりたいと思いますので、これからも御支援、御協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

メッセージをいただきましたが、何か自信がないようなメッセージであったかなということであ

りまして、我々にとっては地域の存在をかけて戦っているわけでありまして、どうしても成果が必要、結果を求めなければなりません。4年が過ぎたときに、まだやり残したことがあるので云々とはならないよう、しっかりとこの4年間を頑張っていくことをお願いしながら、私も確実な成果に期待し、この地域に活気が取り戻せるよう精いっぱい努力を続けていきたいと、このように思います。

そして最後に、このたび晴れて御退職を迎えられました各部長さんにおかれましては、公務員として常に規律が求められる中、我々にはわからないような心労もあったかと存じますが、本当に長い間お疲れさまでございました。私は昨年この場面で思いが込み上げ涙したときに、皆さんの目にも光るものを感じたことを私の思い出の中に美しくしまっておこうと、このように思っております。皆さんのこれからの新しい御活躍を心から祈念申し上げながら私の質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（遠山利美君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

明日3月15日木曜日午前9時から本会議を開催し、引き続き市政一般に対する質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。大変御苦労さまでございました。

午後3時11分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員